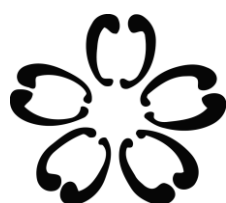


令和5年度版

市税概要



千葉県佐倉市

目 次

1. 市の概要と行政機構

1-1. 佐倉市の概要	2
1-2. 人口・世帯・面積・人口密度	3
人口及び世帯数の推移（グラフ）	
1-3. 一般会計決算及び市税負担額の推移	4
一般会計歳入歳出決算の推移（グラフ）	
1-4. 一般会計当初予算	5
一般会計当初予算の市税の構成（グラフ）	7
1-5. 一般会計決算	8
一般会計歳入・歳出決算の構成（グラフ）	10
1-6. 税目別決算額の推移	11
市税決算額の推移（グラフ）	13
1-7. 佐倉市行政組織図	14
1-8. 税務機構等	16

2. 市民税

2-1. 個人市民税調定額及び納税義務者の推移	20
2-2. 個人市民税所得区分別課税額の推移	21
2-3. 個人市民税所得区分別納税義務者の推移	21
2-4. 市民税（個人・法人市民税）決算額の推移（グラフ）	22
個人市民税決算額の推移（グラフ）	23
法人市民税決算額の推移（グラフ）	23
2-5. 令和5年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ	24
2-6. 令和5年度個人市民税課税標準額段階別課税状況	25
2-7. 個人市民税年度別負担額の推移	26
2-8. 法人市民税年度別調定額の推移	26
2-9. 法人市民税決算期別法人数	26
2-10. 法人の設立状況	27

3. 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

3-1. 納税義務者数の推移	29
3-2. 土地筆数及び家屋棟数の推移	29
3-3. 調定額の推移	30
3-4. 固定資産税決算額の推移（グラフ）	31
3-5. 令和5年度土地に関する概要	32
3-6. 宅地に関する調べ	33
3-7. 宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ	34
3-8. 介在農地及び市街化区域農地に関する調べ	34
3-9. 令和5年度家屋に関する概要	35

3-10.	家屋の増減状況の推移	3 6
3-11.	国有資産等所在市町村交付金に関する調べ	3 7
3-12.	償却資産の価格等に関する調べ	3 8
3-13.	償却資産納税義務者数の推移	3 9
3-14.	都市計画税に関する調べ	3 9
3-15.	都市計画税決算額の推移（グラフ）	4 0
3-16.	特別土地保有税	4 1

4. 諸税

4-1.	軽自動車税に関する調べ	4 3
4-2.	軽自動車税決算額の推移（グラフ）	4 4
4-3.	市たばこ税の推移	4 5
4-4.	市たばこ税決算額の推移（グラフ）	4 5

5. 徴収

5-1.	還付金調べ	4 7
5-2.	督促状発付状況の推移	4 8
5-3.	不納欠損額の推移	4 9
5-4.	口座振替の状況	5 0
5-5.	差押状況	5 1
5-6.	収入率の推移（グラフ）	5 2

6. その他

6-1.	税務証明書等の発行件数	5 4
	証明発行件数の推移（グラフ）	5 5
6-2.	市税徴収経費の推移	5 6
6-3.	市税税率の経緯	5 8
6-4.	租税体系	6 8

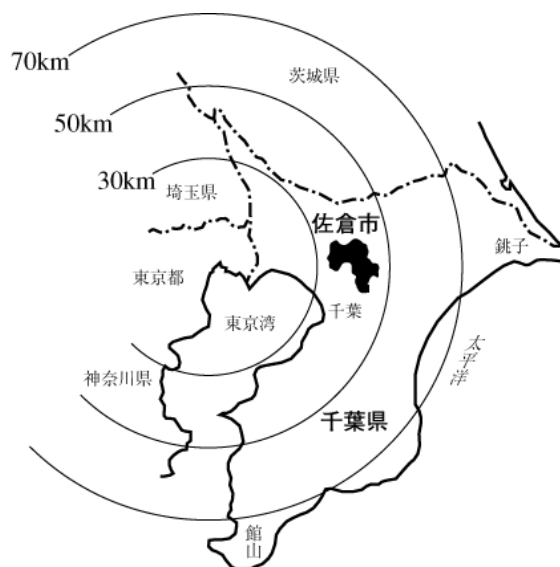
1. 市の概要と行政機構

1-1. 佐倉市の概要

(1) 位置

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から東に40キロメートルの距離にあります。成田国際空港へは東へ15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ20キロメートル、さらに北には印旛沼がひかえています。

東は酒々井町、東南は八街市、南西は千葉市、四街道市、西は八千代市に接し、北は印旛沼を隔てて印西市に相對し、肥沃な農地や豊かな水と緑に恵まれたまちです。



(2) 地形

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが県民の水がめとなっている印旛沼に注いでいます。

台地は南が高く北が低く、標高は30メートル前後です。佐倉城址や印旛沼周辺、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。

(3) 沿革

本市は、自然、環境に恵まれ古代から人が生活を営み、中世は千葉氏が本佐倉城を築き天正18(1590)年まで北総地方の政治の中心地でした。徳川時代に入り、慶長15(1610)年、土井利勝が鹿島山に近世佐倉城を築き、以来この地を佐倉と呼び、江戸を守る要衝の地として徳川譜代大名の城下町として栄えました。

明治から第二次世界大戦終了までは、佐倉城跡に陸軍の兵営が置かれ、連隊のまちとなり、戦後の復興期を経て、昭和29(1954)年3月に佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の6町村合併により、市制が施行されました。その後、現在の千代田地区などを編入し、今日に至っています。

令和5年3月31日現在

人 口	171,037 人	男	84,040 人
		女	86,997 人
世 帯 数	79,443 世帯		
面 積	103.69 km ²		
人 口 密 度	1,649.5 人 (1km ² 当たり)		
都 市 形 態	住宅都市		
職 員 数 (令和5年4月1日現在)	総 数	1,020 人	
	市 長 部 局	812 人	
	税 務 担 当	60 人	
位 置	方 位	東 経	北 緯
	極 東	140° 18'	35° 42'
	極 西	140° 07'	35° 44'
	極 南	140° 15'	35° 38'
	極 北	140° 13'	35° 46'

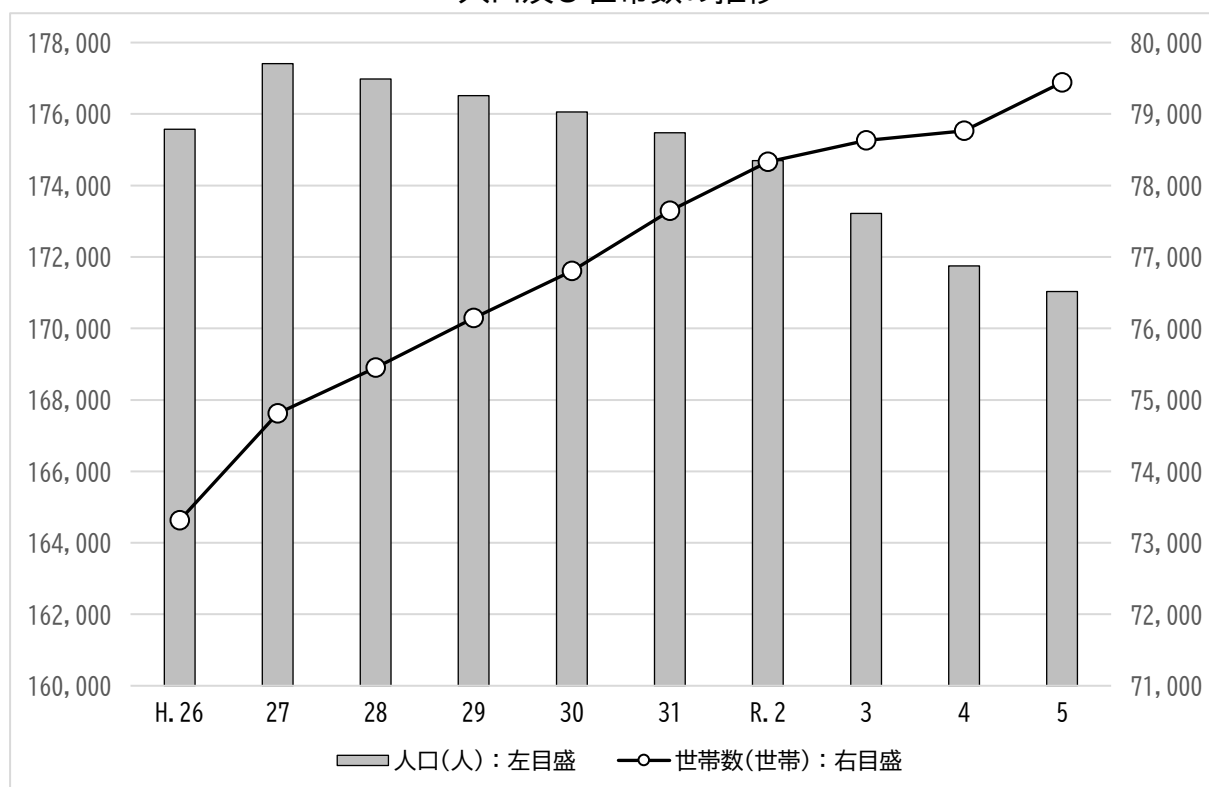
1-2. 人口・世帯・面積・人口密度

(基準日：各年3月31日現在)

年	項目 区分	人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)	人口密度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
		男	女	計			
平成 26	各項目の値	86,708	88,867	175,575	73,314	1,694.9	103.59
	増減率(%)	△ 0.2	0.1	△ 0.1	1.3	△ 0.1	
27	各項目の値	87,491	89,920	177,411	74,809	1,711.0	103.69
	増減率(%)	0.9	1.2	1.0	2.0	0.9	
28	各項目の値	87,267	89,709	176,976	75,451	1,706.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.9	△ 0.2	
29	各項目の値	86,972	89,546	176,518	76,146	1,702.4	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.9	△ 0.3	
30	各項目の値	86,779	89,280	176,059	76,805	1,697.9	103.69
	増減率(%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	0.9	△ 0.3	
31	各項目の値	86,524	88,952	175,476	77,645	1,692.3	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.1	△ 0.3	
令和 2	各項目の値	86,145	88,550	174,695	78,329	1,684.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.9	△ 0.4	
3	各項目の値	85,332	87,884	173,216	78,629	1,670.5	103.69
	増減率(%)	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.8	0.4	△ 0.8	
4	各項目の値	84,497	87,250	171,747	78,763	1,656.4	103.69
	増減率(%)	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	0.2	△ 0.8	
5	各項目の値	84,040	86,997	171,037	79,443	1,649.5	103.69
	増減率(%)	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.9	△ 0.4	

備考：人口・世帯数は住民基本台帳（平成27年分から外国人登録を加算）によります。

人口及び世帯数の推移

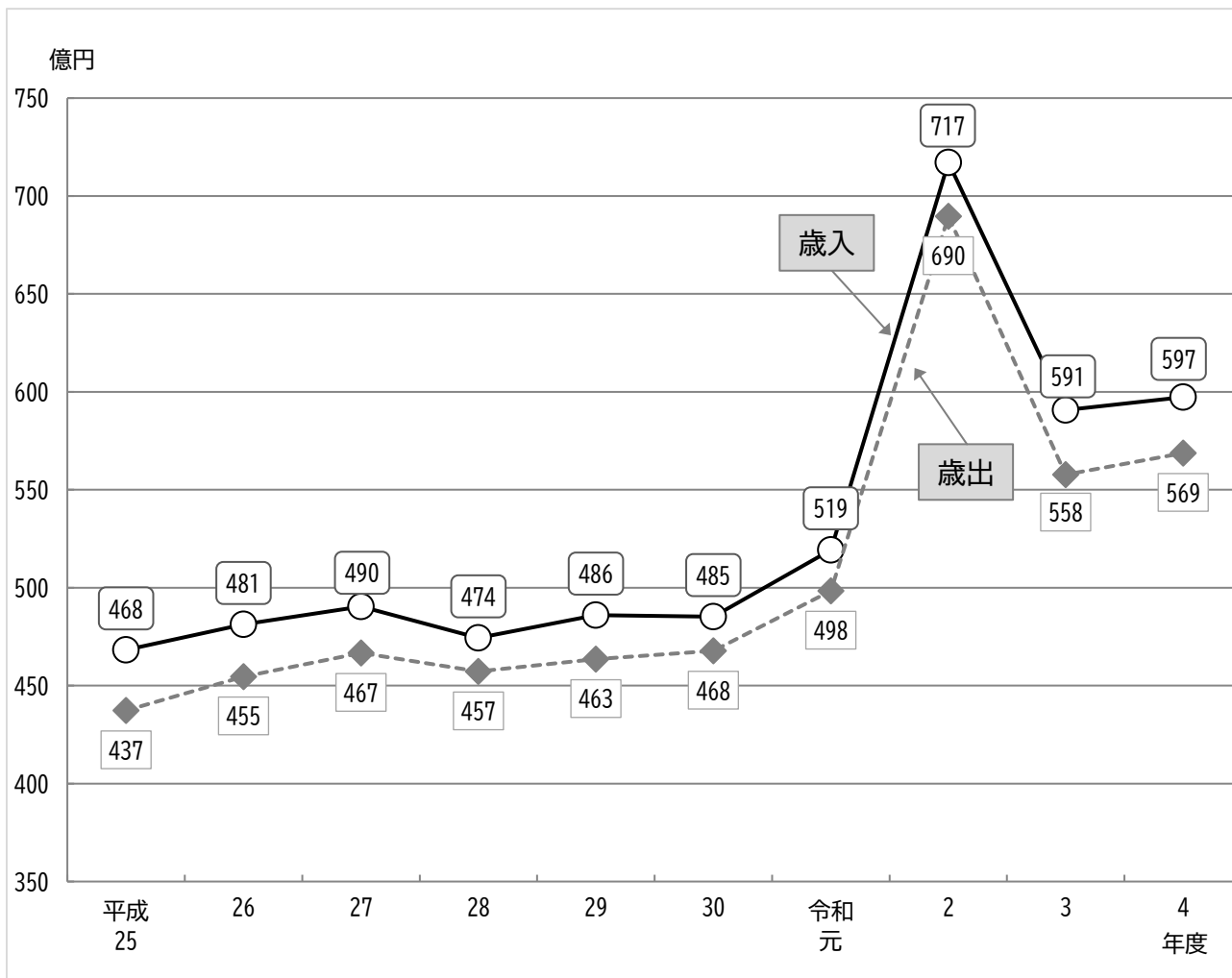


1-3. 一般会計決算及び市税負担額の推移

区分 年度	一般会計		市税総額 C(千円)	対前年度 増減率 (市税) (%)	市税 割合 C/A(%)	市税負担額		歳出額		人口 D(人)	世帯数 E(世帯)
	歳入 A(千円)	歳出 B(千円)				1人当たり C/D(円)	世帯当たり C/E(円)	1人当たり B/D(円)	世帯当たり B/E(円)		
平成 25	46,824,971	43,733,183	23,627,049	0.6	50.5	134,570	322,272	249,085	596,519	175,575	73,314
26	48,123,044	45,466,120	23,959,236	1.4	49.8	135,049	320,272	256,276	607,763	177,411	74,809
27	49,041,189	46,665,215	23,794,930	△ 0.7	48.5	134,453	315,369	263,681	618,484	176,976	75,451
28	47,439,752	45,720,847	23,928,260	0.6	50.4	135,557	314,242	259,015	600,437	176,518	76,146
29	48,599,863	46,348,504	24,220,287	1.2	49.8	137,569	315,348	263,256	603,457	176,059	76,805
30	48,525,712	46,777,930	24,749,195	2.2	51.0	141,040	318,748	266,577	602,459	175,476	77,645
令和 元	51,933,484	49,842,119	24,809,200	0.2	47.8	142,014	316,731	285,309	636,318	174,695	78,329
2	71,718,186	68,964,131	24,544,479	△ 1.1	34.2	141,699	312,156	398,139	877,083	173,216	78,629
3	59,079,147	55,772,024	23,860,614	△ 2.8	40.4	138,929	302,942	324,734	708,099	171,747	78,763
4	59,728,971	56,876,152	24,443,482	2.4	40.9	142,913	307,686	332,537	715,937	171,037	79,443

備考：人口・世帯数は年度末（3月31日）現在の住民基本台帳によります。

一般会計歳入歳出決算の推移



1-4. 一般会計当初予算

(1) 歳入歳出予算

(単位：千円)

款	歳		入		比較増減	対前年度 増減率
	令和5年度 当初予算額	構成比	令和4年度 当初予算額	構成比		
市 税	24,521,416	47.3 %	23,890,629	46.9 %	630,787	2.6 %
地方譲与税	457,180	0.9 %	459,987	0.9 %	△ 2,807	△ 0.6 %
利子割交付金	11,000	0.0 %	14,000	0.0 %	△ 3,000	△ 21.4 %
配当割交付金	180,000	0.3 %	193,000	0.4 %	△ 13,000	△ 6.7 %
株式等譲渡 所得割交付金	153,000	0.3 %	159,000	0.3 %	△ 6,000	△ 3.8 %
法人事業税 交付金	280,000	0.5 %	232,000	0.5 %	48,000	20.7 %
地方消費税 交付金	4,239,000	8.2 %	3,953,000	7.8 %	286,000	7.2 %
ゴルフ場利用 税交付金	36,000	0.1 %	36,000	0.1 %	0	0.0 %
自動車取得税 交付金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
環境性能割 交付金	71,000	0.1 %	84,000	0.2 %	△ 13,000	△ 15.5 %
地方特例 交付金	164,000	0.3 %	107,000	0.2 %	57,000	53.3 %
地方交付税	3,450,000	6.7 %	2,494,000	4.9 %	956,000	38.3 %
交通安全対策 特別交付金	19,216	0.0 %	20,000	0.0 %	△ 784	△ 3.9 %
分担金及び 負担金	431,225	0.8 %	434,720	0.9 %	△ 3,495	△ 0.8 %
使用料及び 手数料	519,184	1.0 %	513,466	1.0 %	5,718	1.1 %
国庫支出金	9,371,370	18.1 %	7,951,166	15.6 %	1,420,204	17.9 %
県支出金	4,348,181	8.4 %	4,250,800	8.3 %	97,381	2.3 %
財産収入	103,972	0.2 %	130,479	0.3 %	△ 26,507	△ 20.3 %
寄附金	70,050	0.1 %	60,050	0.1 %	10,000	16.7 %
繰入金	1,663,275	3.2 %	2,889,562	5.7 %	△ 1,226,287	△ 42.4 %
繰越金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
諸収入	621,811	1.2 %	539,221	1.1 %	82,590	15.3 %
市 債	1,119,100	2.2 %	2,506,900	4.9 %	△ 1,387,800	△ 55.4 %
歳入合計	51,830,000	100.0 %	50,919,000	100.0 %	911,000	1.8 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

(単位：千円)

款	歳		出		比較増減	対前年度 増減率
	令和5年度 当初予算額	構成比	令和4年度 当初予算額	構成比		
議会費	395,064	0.8%	396,377	0.8%	△ 1,313	△ 0.3%
総務費	5,559,636	10.7%	5,432,656	10.7%	126,980	2.3%
民生費	23,476,244	45.3%	22,295,077	43.8%	1,181,167	5.3%
衛生費	5,462,485	10.5%	4,359,720	8.6%	1,102,765	25.3%
農林水産業費	593,272	1.1%	684,041	1.3%	△ 90,769	△ 13.3%
商工費	619,489	1.2%	621,990	1.2%	△ 2,501	△ 0.4%
土木費	3,604,977	7.0%	3,654,648	7.2%	△ 49,671	△ 1.4%
消防費	2,901,883	5.6%	2,846,308	5.6%	55,575	2.0%
教育費	6,000,271	11.6%	7,184,393	14.1%	△ 1,184,122	△ 16.5%
災害復旧費	4,950	0.0%	241,930	0.5%	△ 236,980	△ 98.0%
公債費	3,111,729	6.0%	3,101,860	6.1%	9,869	0.3%
予備費	100,000	0.2%	100,000	0.2%	0	0.0%
歳出合計	51,830,000	100.0%	50,919,000	100.0%	911,000	1.8%

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

(2) 市税の構成

佐倉市の令和5年度の一般会計の当初予算（歳入）における市税の構成比は、次の図のとおりです。

市税収入額 24,521,416 千円は、市民一人当たり 143,369 円になります。一方、一般会計歳出予算総額 51,830,000 千円は、市民一人当たり 303,034 円となります。

(注) 人口は、令和5年3月31日現在（2ページ参照）のものであります。

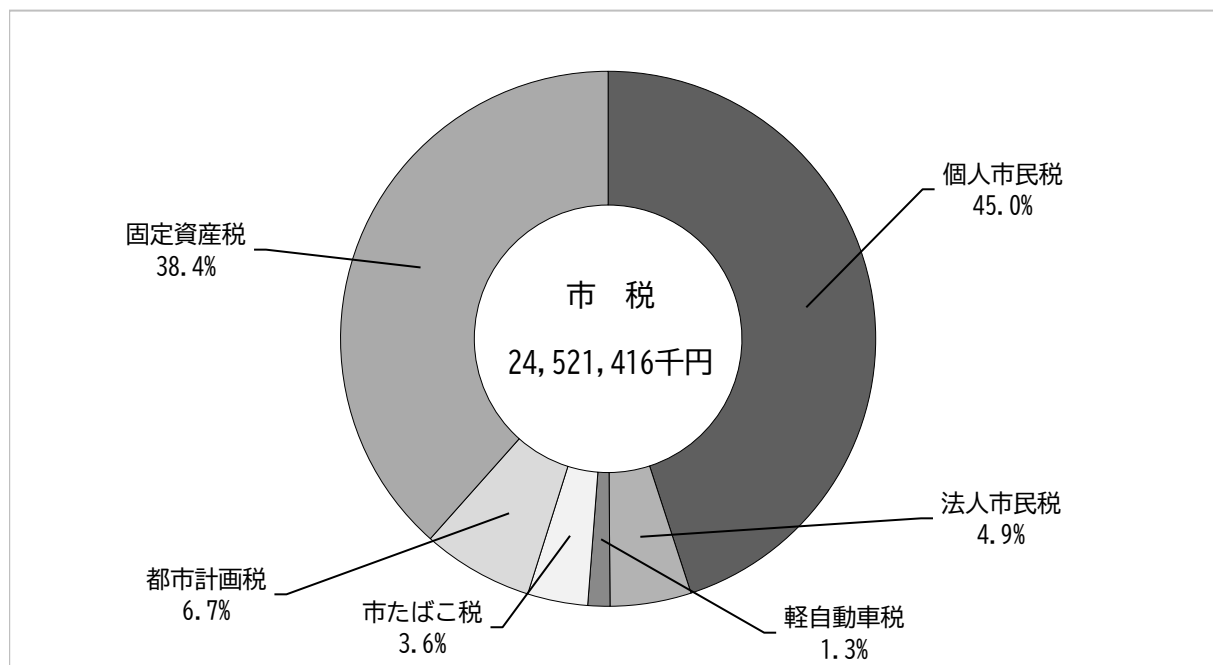
(3) 市税10,000円あたりの使われ方

市民のみなさんに納めていただく市税が、どのような仕事にどれだけ使われるかをみてみますと次のようになります。

議 会 費 (76 円)	… 市議会の運営のために
総 務 費 (1,073 円)	… 市政のPRや徴税・戸籍・統計・選挙等のために
民 生 費 (4,529 円)	… 障害者・高齢者・児童・生活保護など福祉のために
衛 生 費 (1,054 円)	… きれいな街にすることや健康を守るために
農林水産業費 (114 円)	… 農林・漁業の振興のために
商 工 費 (120 円)	… 商工業振興・雇用対策・観光振興のために
土 木 費 (696 円)	… 道路・公園の整備や都市計画のために
消 防 費 (560 円)	… 火災・災害から市民の命及び財産等を守るために
教 育 費 (1,158 円)	… 教育・文化の向上のために
公 債 費 (600 円)	… 市の借入金の返済のために
そ の 他 (20 円)	… 災害復旧費、予備費

※上記の金額は、令和5年度一般会計当初予算の割合によって求めました。

一般会計当初予算の市税の構成<令和5年度>



1-5. 一般会計決算

(1) 歳入歳出決算

(単位：千円)

款	歳		入		比較増減	対前年度 増減率
	令和4年度 決算額	構成比	令和3年度 決算額	構成比		
市 税	24,433,482	40.9%	23,860,614	40.4%	572,868	2.4%
地方譲与税	434,222	0.7%	464,581	0.8%	△ 30,359	△ 6.5%
利子割交付金	17,198	0.0%	18,304	0.0%	△ 1,106	△ 6.0%
配当割交付金	173,251	0.3%	188,659	0.3%	△ 15,408	△ 8.2%
株式等譲渡 所得割交付金	137,874	0.2%	237,642	0.4%	△ 99,768	△ 42.0%
法人事業税 交付金	279,853	0.5%	245,051	0.4%	34,802	14.2%
地方消費税 交付金	3,959,066	6.6%	3,844,243	6.5%	114,823	3.0%
ゴルフ場利用 税交付金	36,832	0.1%	36,849	0.1%	△ 17	△ 0.0%
自動車取得 税交付金	1,457	0.0%	1	0.0%	1,456	145,600.0%
環境性能割 交付金	65,778	0.1%	59,089	0.1%	6,689	11.3%
地方特例 交付金	167,129	0.3%	305,221	0.5%	△ 138,092	△ 45.2%
地方交付税	3,757,872	6.3%	3,422,791	5.8%	335,081	9.8%
交通安全対策 特別交付金	17,180	0.0%	18,726	0.0%	△ 1,546	△ 8.3%
分担金及び 負担金	409,675	0.7%	332,486	0.6%	77,189	23.2%
使用料及び 手数料	510,072	0.9%	480,053	0.8%	30,019	6.3%
国庫支出金	12,644,459	21.2%	14,179,536	24.0%	△ 1,535,077	△ 10.8%
県支出金	4,052,253	6.8%	3,936,458	6.7%	115,795	2.9%
財産収入	114,657	0.2%	148,379	0.3%	△ 33,722	△ 22.7%
寄附金	55,378	0.1%	37,210	0.1%	18,168	48.8%
繰入金	1,866,099	3.1%	612,380	1.0%	1,253,719	204.7%
繰越金	3,307,123	5.5%	2,754,054	4.6%	553,069	20.1%
諸収入	750,216	1.3%	588,320	1.0%	161,896	27.5%
市 債	2,537,845	4.2%	3,308,500	5.6%	△ 770,655	△ 23.3%
歳入合計	59,728,971	100.0%	59,079,147	100.0%	649,824	1.1%

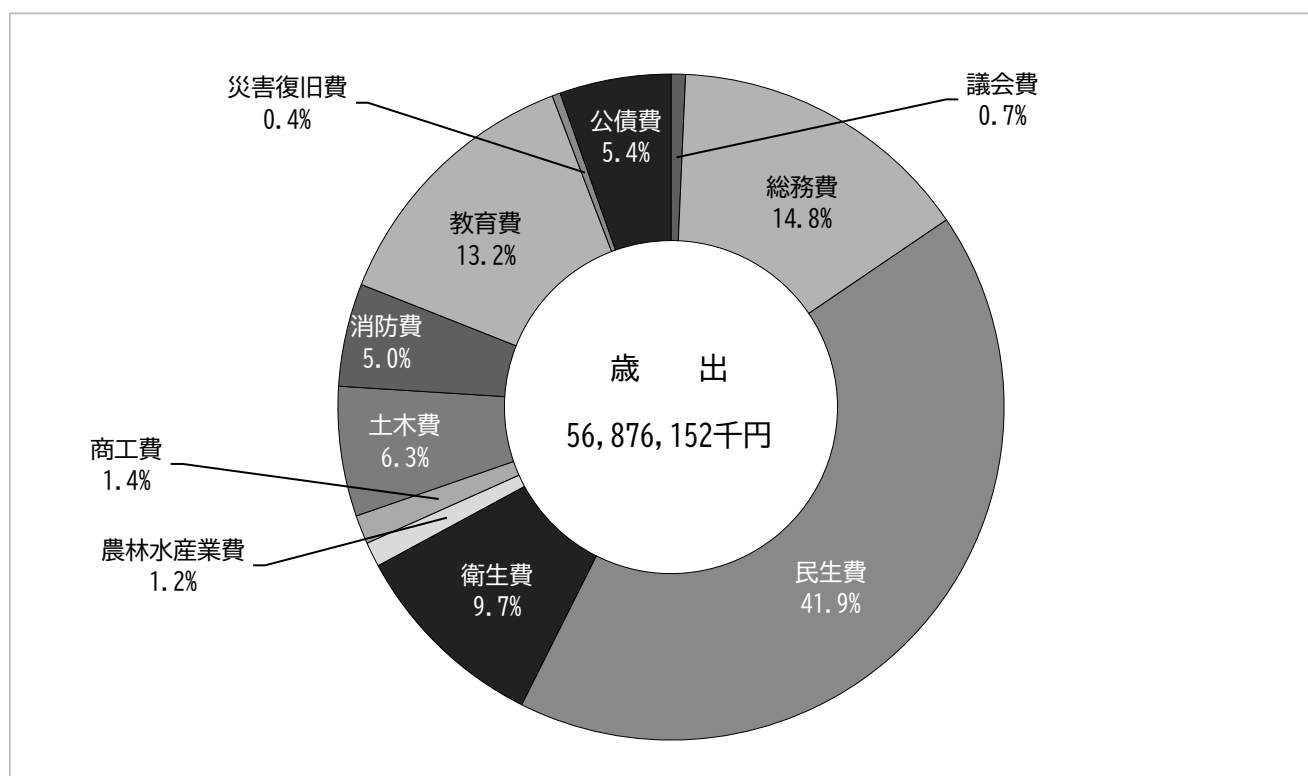
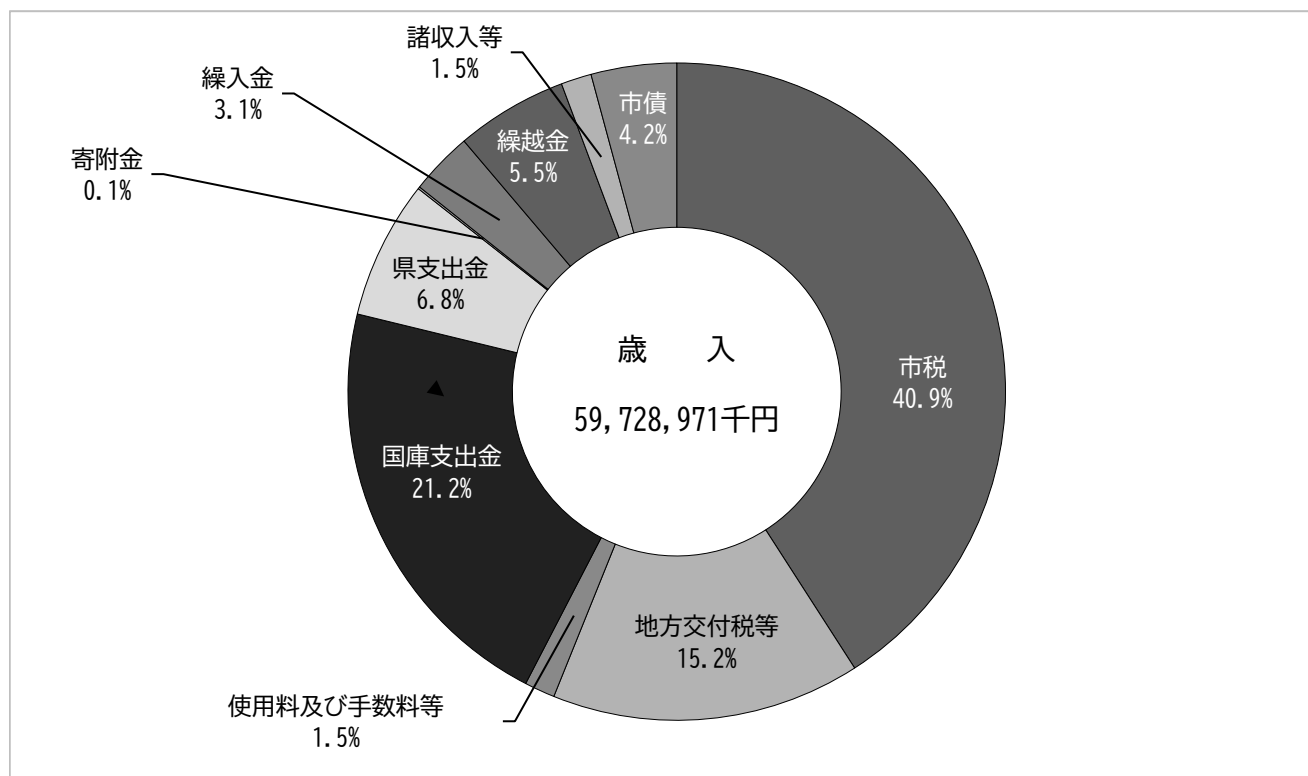
※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

(単位：千円)

款	歳		出		比較増減	対前年度 増減率
	令和4年度 決算額	構成比	令和3年度 決算額	構成比		
議会費	404,861	0.7%	385,691	0.7%	19,170	5.0%
総務費	8,399,597	14.8%	7,933,221	14.2%	466,376	5.9%
民生費	23,818,855	41.9%	25,177,505	45.2%	△ 1,358,650	△ 5.4%
衛生費	5,521,962	9.7%	5,646,916	10.1%	△ 124,954	△ 2.2%
農林水産業費	661,159	1.2%	695,110	1.2%	△ 33,951	△ 4.9%
商工費	801,977	1.4%	950,511	1.7%	△ 148,534	△ 15.6%
土木費	3,592,751	6.3%	2,939,448	5.3%	653,303	22.2%
消防費	2,837,322	5.0%	2,803,751	5.0%	33,571	1.2%
教育費	7,506,511	13.2%	6,353,744	11.4%	1,152,767	18.1%
災害復旧費	250,860	0.4%	30,406	0.1%	220,454	725.0%
公債費	3,080,297	5.4%	2,855,721	5.1%	224,576	7.9%
歳出合計	56,876,152	100.0%	55,772,024	100.0%	1,104,128	2.0%

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

一般会計歳入・歳出決算の構成<令和4年度>



※端数処理の都合上、各項目の合計が100%とならない場合があります。

※「歳入」のグラフ中、「地方交付税等」とは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金の合計額が歳入に占める割合を、「使用料及び手数料等」とは、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の合計額が歳入に占める割合を、「諸収入等」とは、財産収入及び諸収入の合計額が歳入に占める割合をいいます。

1-6. 税目別決算額の推移

(その1)

(単位：千円、%)

区 分	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	調定額	収入額		収入率	調定額	収入額		収入率	調定額	収入額		収入率
		決算額	増減率			決算額	増減率			決算額	増減率	
普通税	24,093,966	22,615,363	1.3	93.9	24,516,352	23,113,389	2.2	94.3	24,504,989	23,188,320	0.3	94.6
市 民 税	13,284,129	12,515,215	1.3	94.2	13,398,232	12,674,284	1.3	94.6	13,371,118	12,699,565	0.2	95.0
個人市民税	11,988,404	11,245,507	1.2	93.8	11,974,970	11,272,314	0.2	94.1	11,917,765	11,264,530	△ 0.1	94.5
現年課税分	11,241,407	11,086,886	1.3	98.6	11,288,203	11,120,838	0.3	98.5	11,275,625	11,117,378	△ 0.0	98.6
普通徴収	2,879,248	2,729,904	△ 2.1	94.8	2,894,341	2,733,725	0.1	94.5	2,887,751	2,741,926	0.3	95.0
特別徴収	8,224,065	8,218,888	2.4	99.9	8,265,751	8,259,003	0.5	99.9	8,240,386	8,227,964	△ 0.4	99.8
退職分	138,094	138,094	8.2	100.0	128,111	128,111	△ 7.2	100.0	147,488	147,488	15.1	100.0
滞納繰越分	746,997	158,620	△ 3.8	21.2	686,767	151,475	△ 4.5	22.1	642,141	147,152	△ 2.9	22.9
法人市民税	1,295,725	1,269,708	1.9	98.0	1,423,262	1,401,970	10.4	98.5	1,453,353	1,435,035	2.4	98.7
現年課税分	1,272,420	1,265,951	1.8	99.5	1,400,977	1,399,294	10.5	99.9	1,433,951	1,432,680	2.4	99.9
滞納繰越分	23,305	3,757	25.1	16.1	22,285	2,676	△ 28.8	12.0	19,402	2,355	△ 12.0	12.1
固定資産税	9,687,384	9,010,100	2.0	93.0	9,992,070	9,347,562	3.7	93.5	9,985,384	9,376,088	0.3	93.9
固定資産税	9,670,203	8,992,918	2.0	93.0	9,974,406	9,329,898	3.7	93.5	9,968,073	9,358,777	0.3	93.9
現年課税分	8,988,685	8,850,956	2.9	98.5	9,336,135	9,184,125	3.8	98.4	9,348,692	9,216,167	0.3	98.6
滞納繰越分	681,518	141,962	△ 35.1	20.8	638,270	145,773	2.7	22.8	619,381	142,610	△ 2.2	23.0
国有資産等所在市町村交付金	17,181	17,181	3.0	100.0	17,664	17,664	2.8	100.0	17,311	17,311	△ 2.0	100.0
軽自動車税	273,812	241,407	5.8	88.2	290,374	255,868	6.0	88.1	305,720	269,900	5.5	88.3
軽自動車税	273,812	241,407	5.8	88.2	290,374	255,868	6.0	88.1	303,372	267,551	4.6	88.2
現年課税分	246,747	236,991	5.7	96.0	260,088	250,600	5.7	96.4	271,209	262,377	4.7	96.7
滞納繰越分	27,065	4,417	12.5	16.3	30,286	5,268	19.3	17.4	32,163	5,175	△ 1.8	16.1
環境性能割									2,349	2,349	皆増	100.0
市たばこ税	848,641	848,641	△ 6.3	100.0	835,676	835,676	△ 1.5	100.0	842,767	842,767	0.8	100.0
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,727,614	1,604,924	0.1	92.9	1,751,327	1,635,806	1.9	93.4	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.7
都市計画税	1,727,614	1,604,924	0.1	92.9	1,751,327	1,635,806	1.9	93.4	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.7
現年課税分	1,603,680	1,579,108	1.1	98.5	1,636,138	1,609,498	1.9	98.4	1,618,310	1,595,370	△ 0.9	98.6
滞納繰越分	123,934	25,816	△ 35.5	20.8	115,189	26,308	1.9	22.8	110,796	25,510	△ 3.0	23.0
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	25,821,581	24,220,287	1.2	93.8	26,267,679	24,749,195	2.2	94.2	26,234,096	24,809,200	0.2	94.6
現年課税分	24,218,762	23,885,715	1.7	98.6	24,774,881	24,417,696	2.2	98.6	24,810,214	24,486,398	0.3	98.7
滞納繰越分	1,602,819	334,572	△ 22.3	20.9	1,492,798	331,499	△ 0.9	22.2	1,423,882	322,802	△ 2.6	22.7

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

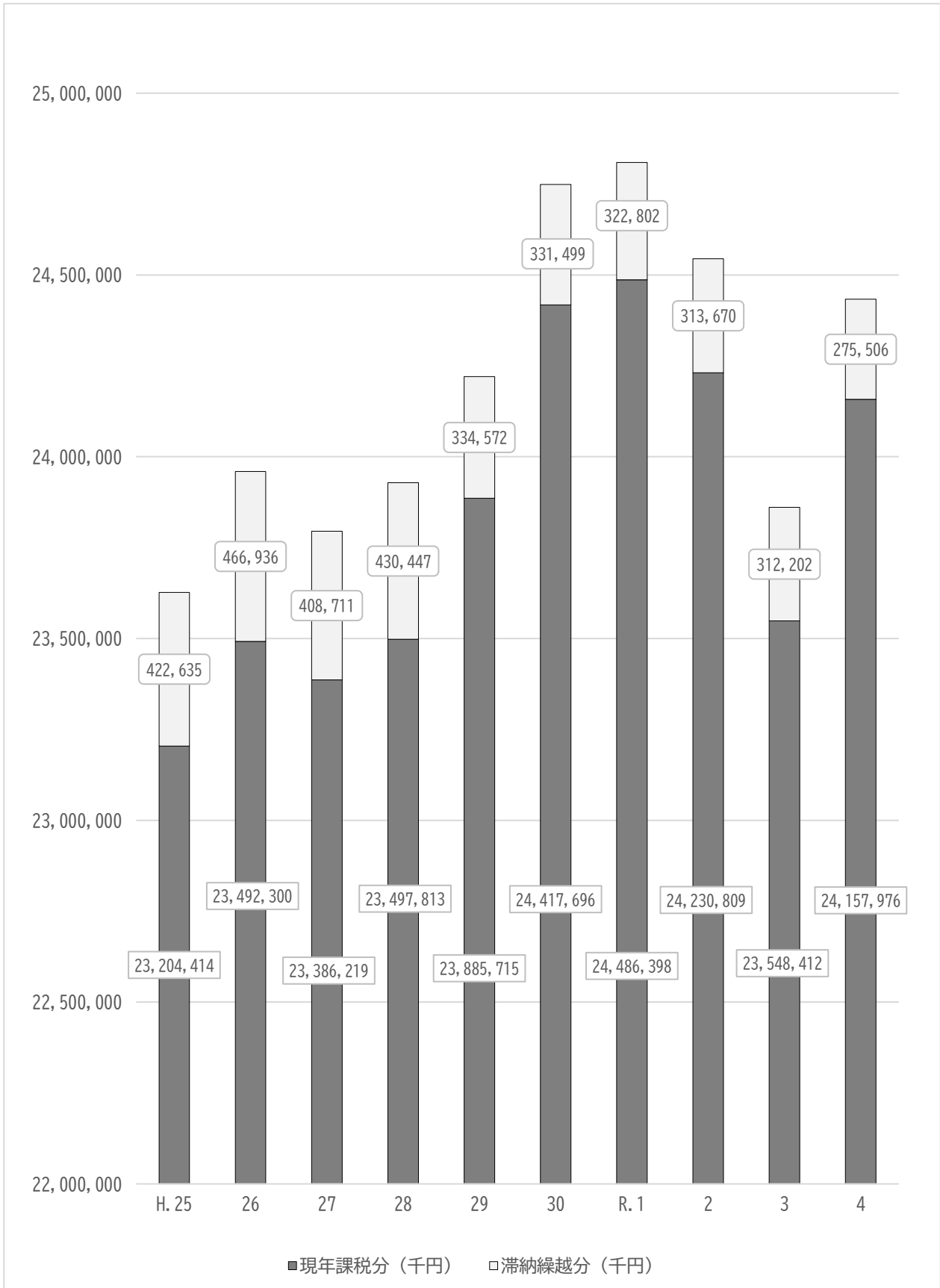
(その2)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 2 年 度				令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	調 定 額	収 入 額		収 入 率	調 定 額	収 入 額		収 入 率	調 定 額	収 入 額		収 入 率
		決 算 額	増 減 率			決 算 額	増 減 率			決 算 額	増 減 率	
普 通 税	24,124,345	22,911,651	△ 1.2	95.0	23,336,966	22,264,057	△ 2.8	95.4	23,787,281	22,804,430	2.4	95.9
市 民 税	12,995,194	12,374,920	△ 2.6	95.2	12,441,201	11,911,294	△ 3.7	95.7	12,574,580	12,094,305	1.5	96.2
個人市民税	11,830,620	11,240,233	△ 0.2	95.0	11,413,095	10,908,759	△ 2.9	95.6	11,435,030	10,980,492	0.7	96.0
現年課税分	11,235,855	11,092,464	△ 0.2	98.7	10,871,749	10,756,969	△ 3.0	98.9	10,992,383	10,851,731	0.9	98.7
普通徴収	2,867,137	2,732,793	△ 0.3	95.3	2,824,148	2,712,606	△ 0.7	96.1	3,035,033	2,915,360	7.5	96.1
特別徴収	8,235,459	8,226,411	△ 0.0	99.9	7,910,664	7,907,425	△ 3.9	100.0	7,840,037	7,819,058	△ 1.1	99.7
退職分	133,259	133,259	△ 9.6	100.0	136,938	136,938	2.8	100.0	117,313	117,313	△ 14.3	100.0
滞納繰越分	594,764	147,769	0.4	24.8	541,346	151,790	2.7	28.0	442,647	128,761	△ 15.2	29.1
法人市民税	1,164,574	1,134,688	△ 20.9	97.4	1,028,106	1,002,535	△ 11.6	97.5	1,139,550	1,113,813	11.1	97.7
現年課税分	1,148,384	1,130,924	△ 21.1	98.5	999,675	994,649	△ 12.0	99.5	1,116,353	1,111,518	11.7	99.6
滞納繰越分	16,190	3,764	59.8	23.2	28,431	7,886	109.5	27.7	23,197	2,295	△ 70.9	9.9
固定資産税	9,954,019	9,397,785	0.2	94.4	9,654,691	9,148,628	△ 2.7	94.8	9,908,437	9,442,571	3.2	95.3
固定資産税	9,936,489	9,380,254	0.2	94.4	9,637,194	9,131,130	△ 2.7	94.7	9,891,544	9,425,678	3.2	95.3
現年課税分	9,359,036	9,246,957	0.3	98.8	9,107,556	9,005,559	△ 2.6	98.9	9,409,144	9,306,744	3.3	98.9
滞納繰越分	577,453	133,297	△ 6.5	23.1	529,637	125,571	△ 5.8	23.7	482,400	118,934	△ 5.3	24.7
国有資産等所在市町村交付金	17,531	17,531	1.3	100.0	17,498	17,498	△ 0.2	100.0	16,893	16,893	△ 3.5	100.0
軽自動車税	325,436	289,250	7.2	88.9	337,028	300,091	3.7	89.0	358,472	321,763	7.2	89.8
軽自動車税	316,562	280,376	4.8	88.6	327,865	290,928	3.8	88.7	341,623	304,913	4.8	89.3
現年課税分	283,368	275,135	4.9	97.1	294,373	286,059	4.0	97.2	308,497	300,217	4.9	97.3
滞納繰越分	33,193	5,240	1.3	15.8	33,492	4,868	△ 7.1	14.5	33,126	4,697	△ 3.5	14.2
環境性能割	8,875	8,875	277.9	100.0	9,163	9,163	3.3	100.0	16,849	16,849	83.9	100.0
市たばこ税	849,696	849,696	0.8	100.0	904,045	904,045	6.4	100.0	945,792	945,792	4.6	100.0
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,730,964	1,632,827	0.7	94.3	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.7	1,710,372	1,629,052	2.0	95.2
都市計画税	1,730,964	1,632,827	0.7	94.3	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.7	1,710,372	1,629,052	2.0	95.2
現年課税分	1,628,727	1,609,227	0.9	98.8	1,592,303	1,574,470	△ 2.2	98.9	1,625,928	1,608,233	2.1	98.9
滞納繰越分	102,237	23,600	△ 7.5	23.1	93,137	22,087	△ 6.4	23.7	84,445	20,820	△ 5.7	24.7
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	25,855,309	24,544,479	△ 1.1	94.9	25,022,406	23,860,614	△ 2.8	95.4	25,497,654	24,433,482	2.4	95.8
現年課税分	24,531,471	24,230,809	△ 1.0	98.8	23,796,362	23,548,412	△ 2.8	99.0	24,431,838	24,157,976	2.6	98.9
滞納繰越分	1,323,838	313,670	△ 2.8	23.7	1,226,044	312,202	△ 0.5	25.5	1,065,816	275,506	△ 11.8	25.8

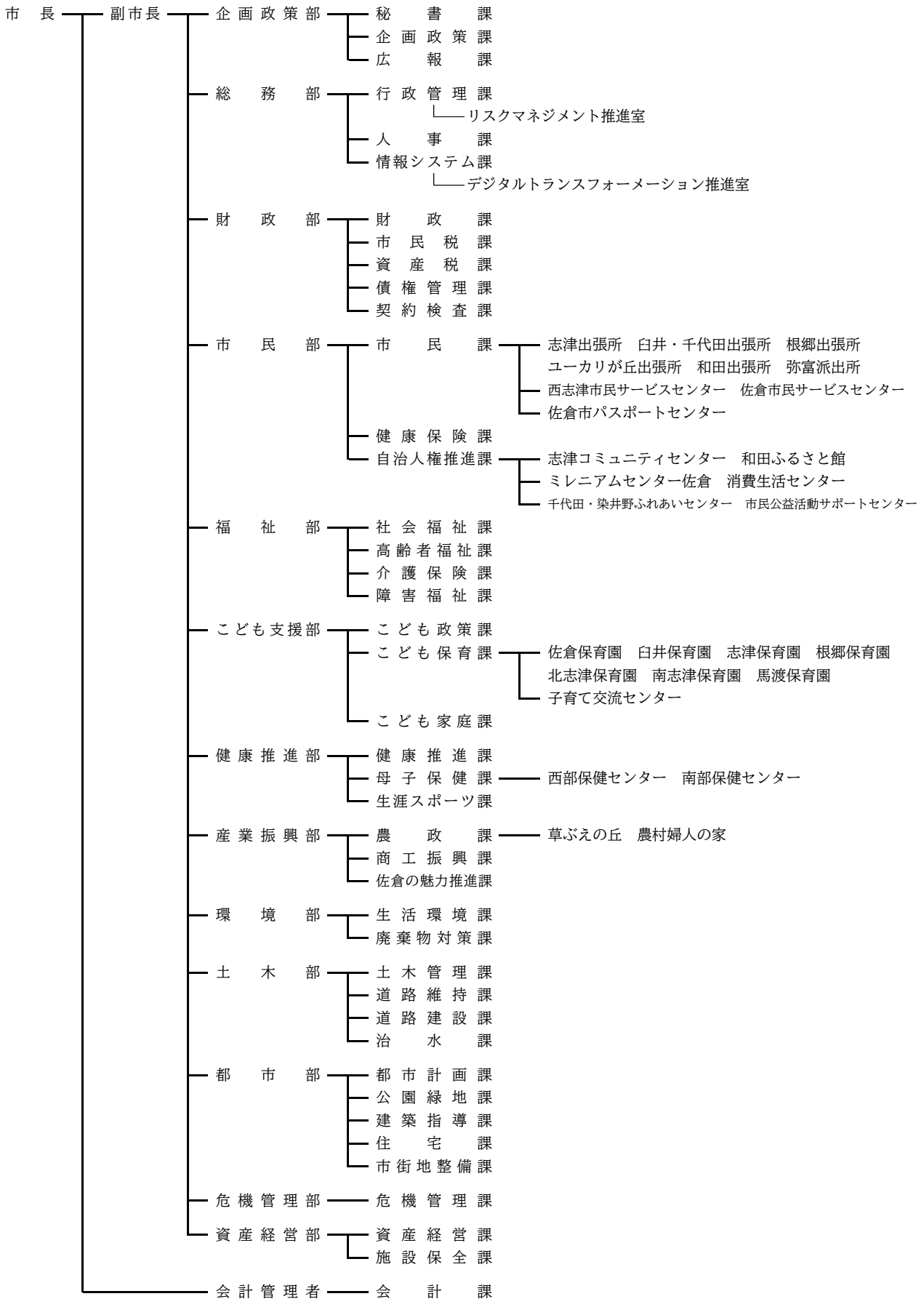
※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

市税決算額の推移

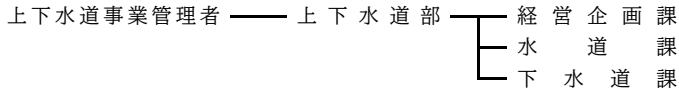


1-7. 佐倉市行政組織図 (令和5年4月1日)

【市長事務部局】



【公営企業】



【議会】

事務局

【監査委員】

事務局

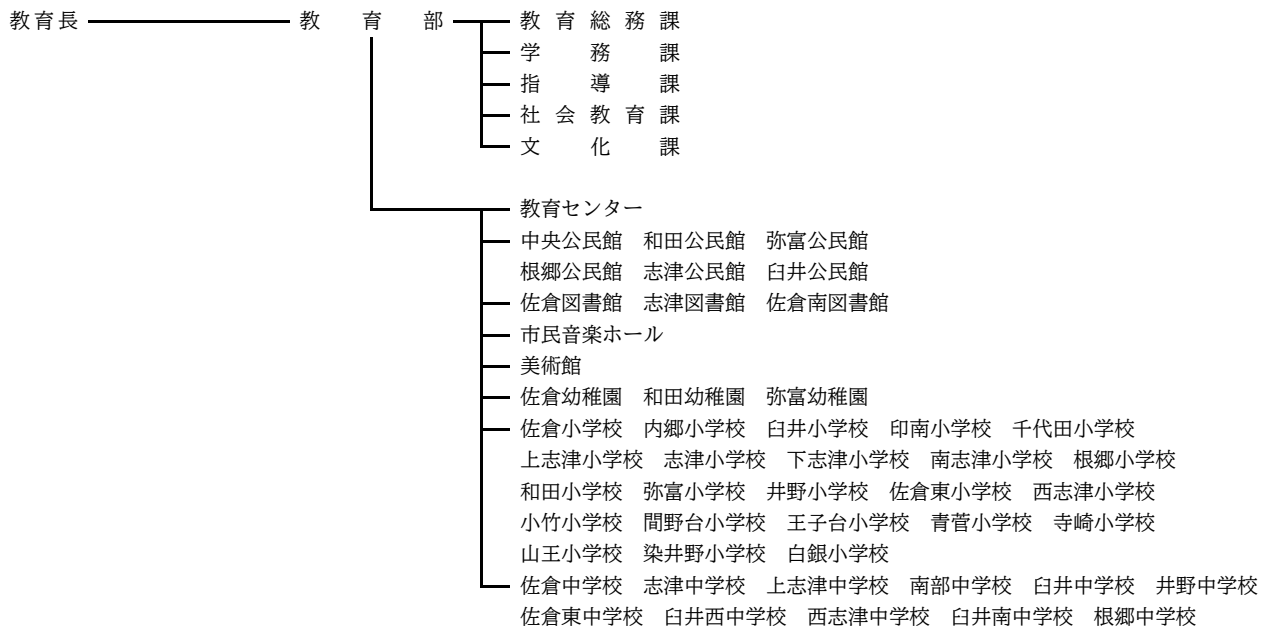
【選挙管理委員会】

事務局

【農業委員会】

事務局

【教育委員会】



【固定資産評価審査委員会】

1-8. 税務機構等

(1) 税務機構

【財政部】	部長 1名	(令和5年4月1日現在)
市民税課 (18名)	税制班	(1) 税務の総合調整に関する事 (2) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定に関する事 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車標識の交付に関する事 (4) 市県民税に係る証明等及び軽自動車税の納税証明に関する事 (5) 税制に関する事 (6) 税務統計に関する事 (7) 法人市民税の賦課調定に関する事 (8) 固定資産評価審査委員会に関する事
	市民税班	(1) 市県民税普通徴収の賦課調定に関する事 (2) 市県民税特別徴収の賦課調定に関する事
資産税課 (20名)	資産課税班	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課調定及び統計に関する事 (2) 家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳並びに名寄帳に関する事 (3) 土地課税台帳及び土地課税補充台帳並びに名寄帳に関する事 (4) 償却資産に関する事 (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事 (6) 土地及び家屋の異動処理に関する事 (7) 公簿の閲覧及び固定資産税に係る証明等に関する事
	土地班	(1) 土地の調査及び評価に関する事
	家屋班	(1) 家屋の調査及び評価に関する事
	債権管理課 (21名)	滞納整理指導担当 (1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 未収債権の徴収及び滞納処分に係る支援、助言等に関する事
	管理班	(1) 税の収納管理に関する事 (2) 税の過誤納金の取扱いに関する事 (3) 納税奨励に関する事 (4) 納税口座振替に関する事 (5) 納税証明に関する事
	滞納処分班	(1) 納税督促に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 市債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関する事
	徴収班	(1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 納付(納入)委託及び受託に関する事
	特別滞納整理担当	(1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 納付(納入)委託及び受託に関する事

(2) 税務機構の変遷

(その1)

年月	税 務 機 構 名		
	部 名	課 (室) 名	係 (班) 名
昭35.4	—	税 務 課	管理係・賦課係・徴収係・固定資産評価係
昭37.4	—	税 務 課	管理係・賦課係・徴収係
		固定資産評価室	評価係
昭46.4	総 務 部	課 税 課	市民税係・資産税係・諸税係
		収 税 課	管理係・収税係
昭48.4	企画財政部	税 務 課	管理係・市民税係・収納係・資産税第一係・資産税第二係
昭49.4	//	//	諸税係・市民税係・収納係・土地係・家屋係
昭50.1	財 政 部	//	//
昭51.4	企画財政部	//	//
昭55.4	市 民 部	//	//
昭58.4	//	市 民 税 課	諸税係・市民税係・管理係・収納係
		資 産 税 課	庶務係・土地係・家屋係
昭62.4	//	市 民 税 課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資 産 税 課	庶務係・土地係・家屋係
平4.4	財 政 部	市 民 税 課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資 産 税 課	庶務係・土地係・家屋係
平6.4	//	市 民 税 課	管理係・市民税係
		資 産 税 課	管理係・土地係・家屋係
		収 税 課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平9.4	//	市 民 税 課	税制係・市民税係
		資 産 税 課	管理係・課税係・土地評価係・家屋評価係
		収 税 課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平12.4	//	市 民 税 課	税制係・市民税係
		資 産 税 課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収 税 課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平13.4	//	市 民 税 課	税制係・市民税係
		資 産 税 課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収 税 課	管理係・徴収担当
平14.4	//	市 民 税 課	税制班・諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平15.7	税 務 部	市 民 税 課	税制班・諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平16.9	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平17.4	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班・特別徴収担当

(その2)

年月	税 務 機 構 名		
	部 名	課 名	班 名
平18.4	税 務 部	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収 税 課	困難案件徴収担当・収税班・管理班・滞納処分班
平19.4	〃	市 民 税 課	諸税班・市民税班・庶務担当
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班
平20.4	〃	市 民 税 課	諸税班・市民税班・渉外担当
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班
平21.4	〃	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班
平22.8	〃	課 税 課	市民税班・税制班・土地班・家屋班
		収 税 課	管理班・滞納処分班・収納班
平23.4	〃	課 税 課	市民税班・税制班・土地班・家屋班・資産課税班
		収 税 課	管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平25.4	〃	課 税 課	税制班・市民税班・資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平26.4	〃	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.4	〃	市 民 税 課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.10	〃	市 民 税 課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収第1班・滞納徴収第2班
平29.4	〃	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収第1班・滞納徴収第2班
令2.4	財 政 部	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		債 権 管 理 課	滞納整理指導担当・管理班・徴収1班・徴収2班・滞納処分班
令5.4	〃	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		債 権 管 理 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・徴収班・特別滞納整理担当

2. 市 民 税

2-1. 個人市民税調定額及び納税義務者の推移

(単位：千円、人)

年 度 区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		市 民 税 調 定 額	納 税 義 務 者 数	市 民 税 調 定 額	納 税 義 務 者 数	市 民 税 調 定 額	納 税 義 務 者 数	市 民 税 調 定 額	納 税 義 務 者 数	市 民 税 調 定 額	納 税 義 務 者 数
普通 徴収	均等割のみ	12,916	3,690	13,126	3,750	13,235	3,781	13,263	3,789	13,469	3,848
	所得割のみ										
	均等割+所得割	2,677,021	29,090	2,647,612	29,040	2,638,402	28,913	2,825,803	28,956	2,652,445	28,856
	計	2,689,937	32,780	2,660,738	32,790	2,651,636	32,694	2,839,066	32,745	2,665,914	32,704
特別 徴収	均等割のみ	6,787	1,939	6,650	1,900	6,906	1,973	6,769	1,934	6,888	1,968
	所得割のみ										
	均等割+所得割	8,366,556	54,532	8,352,569	54,599	7,976,830	54,251	7,960,299	54,016	8,126,362	54,247
	計	8,373,343	56,471	8,359,219	56,499	7,983,735	56,224	7,967,068	55,950	8,133,250	56,215
合 計	均等割のみ	19,703	5,629	19,776	5,650	20,140	5,754	20,032	5,723	20,357	5,816
	所得割のみ										
	均等割+所得割	11,043,577	83,622	11,000,181	83,639	10,615,231	83,164	10,786,102	82,972	10,778,807	83,103
	計	11,063,280	89,251	11,019,957	89,289	10,635,371	88,918	10,806,134	88,695	10,799,164	88,919
特別徴収義務者			17,603		17,597		17,565		17,547		17,650

(注) ①市民税調定額は6月末現在 ②退職所得に係る分離課税分を除きます。

2-2. 個人市民税所得区分別課税額の推移

(単位：千円、%)

年 度 所得区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率
給与所得者	9,148,785	82.7	△ 0.1	9,149,366	83.0	0.0	8,715,556	81.9	△ 4.7	8,679,521	80.3	△ 0.4	8,860,755	82.0	2.1
営業所得者	412,029	3.7	3.7	398,355	3.6	△ 3.3	426,356	4.0	7.0	506,865	4.7	18.9	433,826	4.0	△ 14.4
農業所得者	9,745	0.1	△ 21.3	6,517	0.1	△ 33.1	6,915	0.1	6.1	6,881	0.1	△ 0.5	7,707	0.1	12.0
その他の事業所得者															
その他の所得者	1,492,721	13.5	△ 1.2	1,465,719	13.3	△ 1.8	1,486,544	14.0	1.4	1,612,867	14.9	8.5	1,496,876	13.9	△ 7.2
計	11,063,280	100.0	△ 0.1	11,019,957	100.0	△ 0.4	10,635,371	100.0	△ 3.5	10,806,134	100.0	1.6	10,799,164	100.0	△ 0.1

(注) ①税額は6月末現在 ②退職所得に係る分離課税分を除きます。

2-3. 個人市民税所得区分別納税義務者の推移

(単位：人、%)

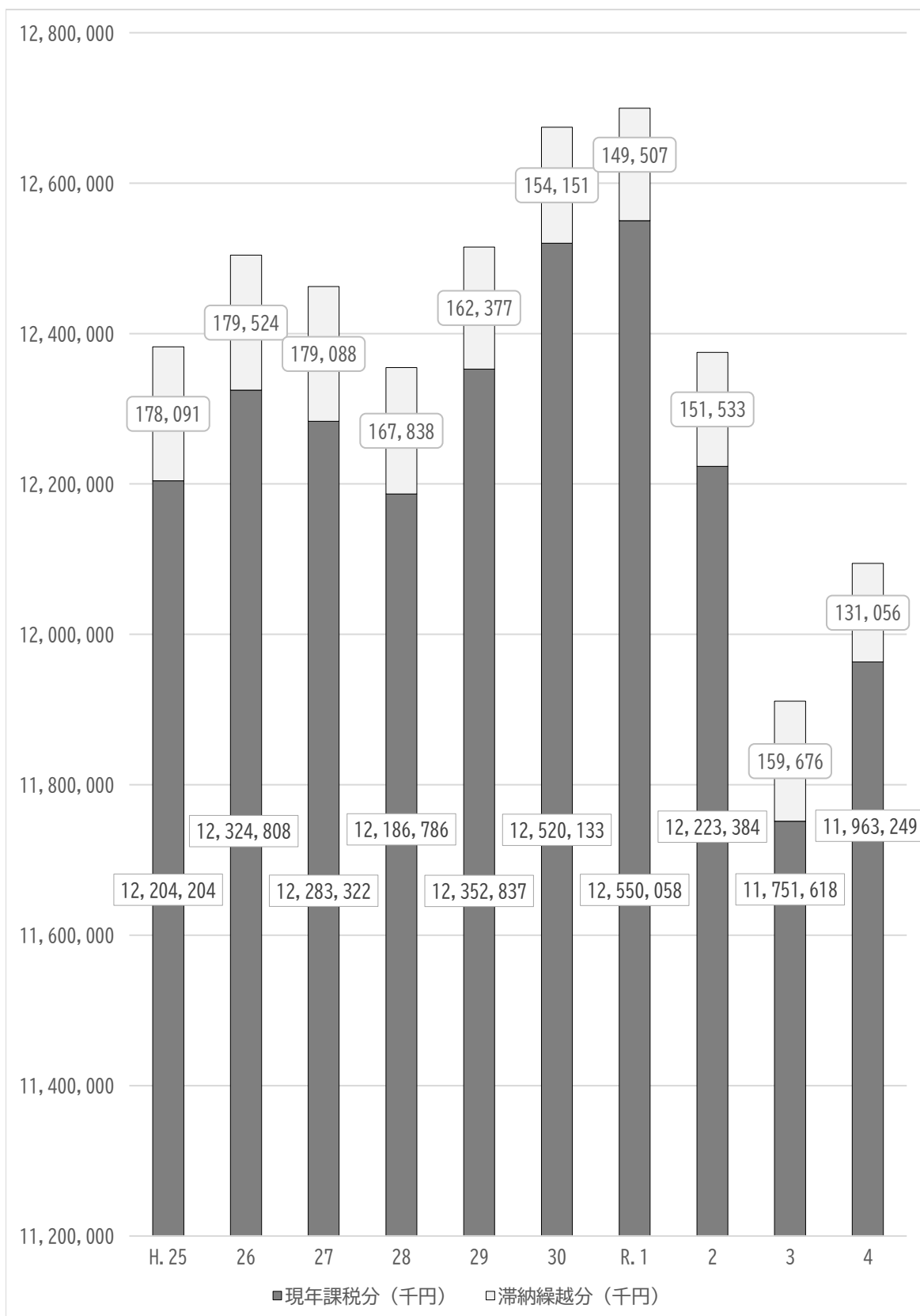
年 度 所得区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率
給与所得者	65,675	73.6	0.6	65,909	73.8	0.4	65,028	73.1	△ 1.3	64,738	73.0	△ 0.4	65,140	73.3	0.6
営業所得者	2,879	3.2	1.6	2,768	3.1	△ 3.9	3,048	3.4	10.1	2,996	3.4	△ 1.7	2,843	3.2	△ 5.1
農業所得者	134	0.2	△ 6.9	96	0.1	△ 28.4	89	0.1	△ 7.3	78	0.1	△ 12.4	89	0.1	14.1
その他の事業所得者															
その他の所得者	20,563	23.0	0.7	20,516	23.0	△ 0.2	20,753	23.3	1.2	20,883	23.5	0.6	20,847	23.4	△ 0.2
計	89,251	100.0	0.7	89,289	100.0	0.0	88,918	100.0	△ 0.4	88,695	100.0	△ 0.3	88,919	100.0	0.3

(注) 納税義務者数は6月末現在

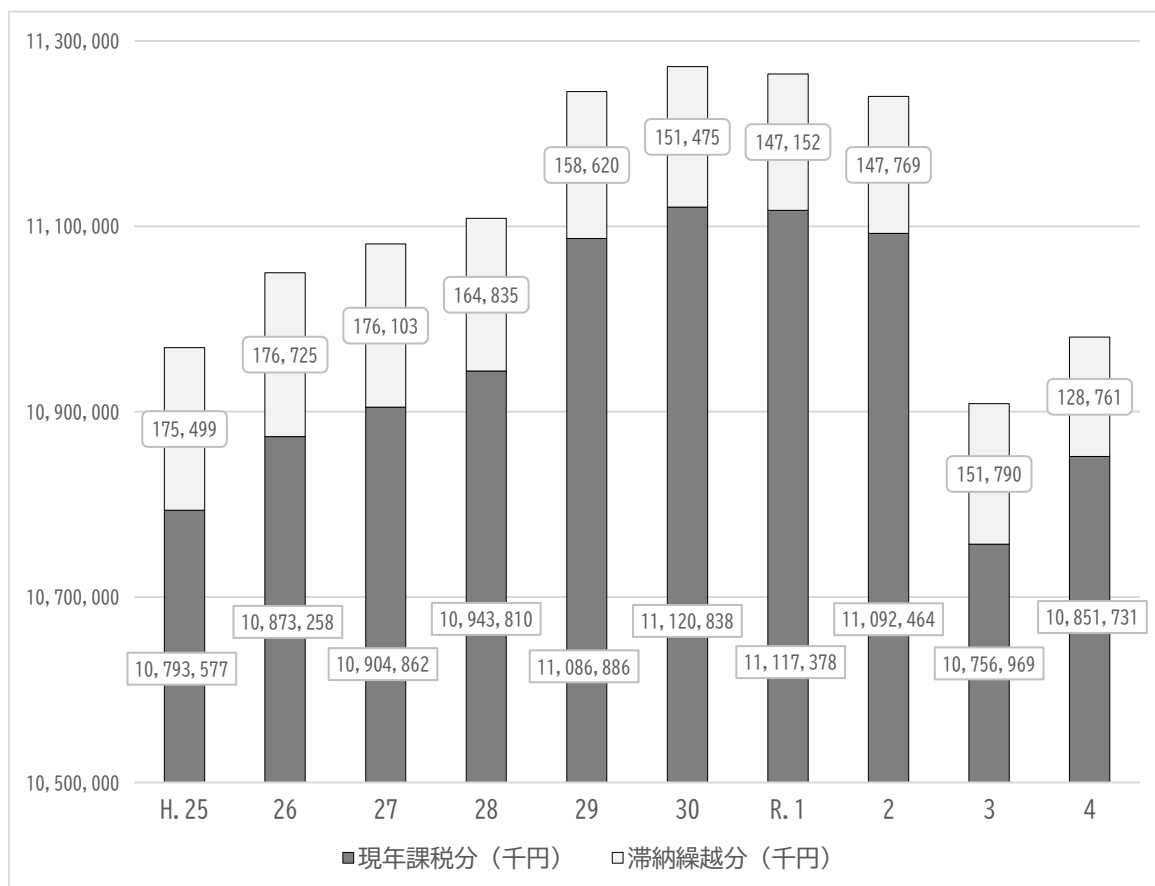
※端数処理の都合上、構成比合計が100にならない場合があります。

2-4. 市民税(個人・法人市民税) 決算額の推移

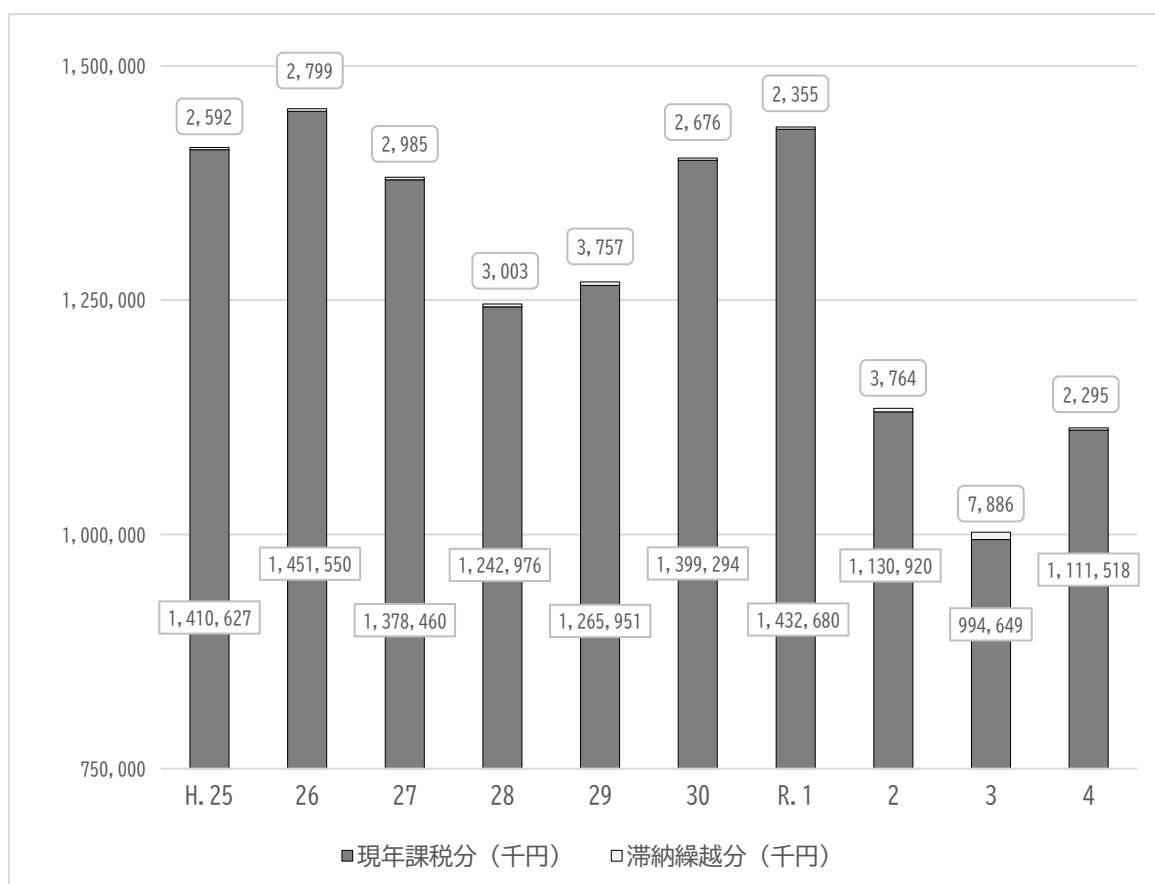
市民税 決算額の推移



個人市民税 決算額の推移



法人市民税 決算額の推移



2-5. 令和5年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ

(単位：人、千円)

区分 所得区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	市民税額
給与所得者	2,636	9,226	62,504	218,764	8,632,765	65,140	8,860,755
営業所得者	366	1,281	2,477	8,670	423,875	2,843	433,826
農業所得者	19	67	70	245	7,395	89	7,707
その他の 事業所得者							
その他の所得者	2,795	9,783	18,052	63,182	1,423,911	20,847	1,496,876
合計	5,816	20,357	83,103	290,861	10,487,946	88,919	10,799,164

(注) 市民税額は6月末現在

2-6. 令和5年度個人市民税課税標準額段階別課税状況

(単位：人、千円)

課税標準額の段階	給与所得者		営業所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		合計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下の金額	2,099	102,786	115	5,841	5	307	775	41,611	249	2,351,992	3,243	2,502,537
10万円を超え 100万円以下の金額	14,689	8,650,335	725	368,070	23	10,349	10,180	5,202,604	220	1,457,872	25,837	15,689,230
100万円を超え 200万円以下の金額	17,917	26,543,322	555	813,509	21	30,134	4,034	5,655,910	210	1,731,423	22,737	34,774,298
200万円を超え 300万円以下の金額	11,818	28,958,033	379	934,204	7	16,894	1,283	3,085,631	142	1,127,611	13,629	34,122,373
300万円を超え 400万円以下の金額	6,383	22,081,082	223	775,023	6	21,086	463	1,586,239	111	1,012,003	7,186	25,475,433
400万円を超え 550万円以下の金額	4,936	22,776,016	180	847,237	5	22,835	234	1,086,229	100	1,485,210	5,455	26,217,527
550万円を超え 700万円以下の金額	1,699	10,397,694	87	533,216	1	6,513	94	587,564	72	719,293	1,953	12,244,280
700万円を超え 1,000万円以下の金額	1,327	10,933,353	78	646,214	1	8,243	77	635,780	54	1,028,890	1,537	13,252,480
1,000万円を超える金額	1,230	22,082,688	109	2,580,193	1	10,444	88	1,477,461	98	3,914,465	1,526	30,065,251
合計	62,098	152,525,309	2,451	7,503,507	70	126,805	17,228	19,359,029	1,256	14,828,759	83,103	194,343,409

2-7. 個人市民税年度別負担額の推移

区 分 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口1人当たり (円/人)	63,091	63,751	61,526	62,881	63,208
1世帯当たり (円/世帯)	142,059	140,060	135,172	136,586	135,608
納税義務者1人当たり (円/人)	123,957	123,419	119,609	121,835	121,449
普通徴収対象者1人当たり (円/人)	82,060	81,145	81,105	86,702	81,516
特別徴収対象者1人当たり (円/人)	148,277	147,953	141,999	142,396	144,681

(注) 人口、世帯数、市民税額は各年度の6月末現在

2-8. 法人市民税年度別調定額の推移

区 分 \ 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
均等割調定額 (千円)	398,010	403,020	398,668	388,332	399,895
法人税割調定額 (千円)	1,002,967	1,030,932	749,717	611,344	716,458
合計調定額 (千円)	1,400,977	1,433,951	1,148,384	999,675	1,116,353
納税義務者 (人)	3,377	3,443	3,471	3,573	3,595
調定額対前年度増減率 (%)	10.1	2.4	△ 19.9	△ 12.9	11.7

2-9. 法人市民税決算期別法人数

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人数	111	247	949	231	235	303	250	293	344	153	120	359

2-10. 法人の設立状況

資本金等の額 市内の従業員数		50億円超		10億円超 50億円以下		1億円超 10億円以下		1,000万円超 1億円以下		1,000万円以下		左記に掲げる 法人以外の法人	合計	
50人超	分割法人	32	8	24	25	11						分割法人	483	1,166
	その他の法人	-	1	1	13	10								
	計	(9号法人) 32	(8号法人) 9	(6号法人) 25	(4号法人) 38	(2号法人) 21								
50人以下	分割法人	155		138	290	/					その他の法人	2,239	2,429	
	その他の法人	-		8	157									
	計	(7号法人) 155		(5号法人) 146	(3号法人) 447									
合計		32	164	171	485	21					(1号法人)	2,722	3,595	

3. 固定資産税・都市計画税 ・特別土地保有税

3-1. 納税義務者数の推移（土地+家屋+償却資産 現年課税分）

区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
固定資産税	72,096 ^人	0.1%	72,139 ^人	0.1%	72,144 ^人	0.0%	72,241 ^人	0.1%	72,333 ^人	0.1%
都市計画税	60,288 ^人	0.2%	60,349 ^人	0.1%	60,456 ^人	0.2%	60,421 ^人	△0.1%	60,447 ^人	0.0%

※当初調定の納税義務者数

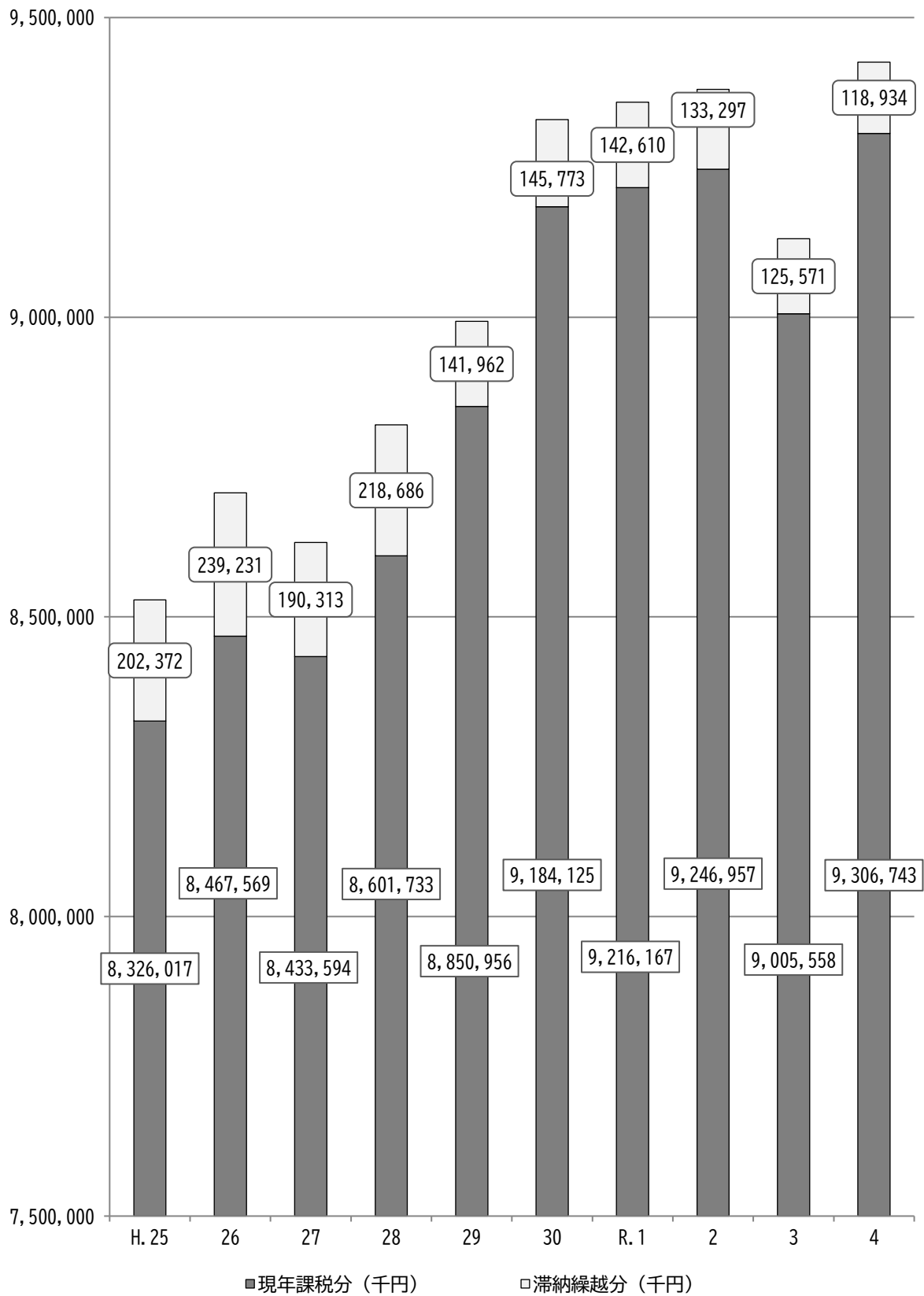
3-2. 土地筆数及び家屋棟数の推移（法定免税点以上）

区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率
土地	165,080 ^筆	0.1%	165,356 ^筆	0.2%	165,693 ^筆	0.2%	166,123 ^筆	0.3%	166,521 ^筆	0.2%
家屋	62,544 ^棟	0.5%	62,695 ^棟	0.2%	62,733 ^棟	0.1%	62,940 ^棟	0.3%	63,163 ^棟	0.4%

3-3. 調定額の推移（当初調定額）

年度 区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率
固定 資産 税	土地	3,131,893 ^{千円}	△ 0.8 [%]	3,121,446 ^{千円}	△ 0.3 [%]	3,099,060 ^{千円}	△ 0.7 [%]	3,099,656 ^{千円}	0.0 [%]	3,095,546 ^{千円}	△ 0.1 [%]
	家屋	4,223,589	5.2	4,327,180	2.5	4,208,264	△ 2.7	4,357,318	3.5	4,460,444	2.4
	小計	7,355,482	2.6	7,448,626	1.3	7,307,324	△ 1.9	7,456,974	2.0	7,555,990	1.3
	償却資産	1,862,382	6.1	1,829,211	△ 1.8	1,787,689	△ 2.3	1,857,762	3.9	1,802,945	△ 3.0
	合計	9,217,864	3.2	9,277,837	0.7	9,095,013	△ 2.0	9,314,736	2.4	9,358,935	0.5
都市 計画 税	土地	799,464	△ 0.7	796,051	△ 0.4	789,069	△ 0.9	790,544	0.2	789,615	△ 0.1
	家屋	817,710	5.7	832,888	1.9	803,113	△ 3.6	831,651	3.6	850,103	2.2
	合計	1,617,174	2.4	1,628,939	0.7	1,592,182	△ 2.3	1,622,195	1.9	1,639,718	1.1

3-4. 固定資産税決算額の推移



3-5. 令和5年度土地に関する概要

納税義務者数

(単位：人)

納税義務者	区分	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
		(イ)	(ロ)	(イ) - (ロ)
個人・法人		59,960	4,933	55,027

総括

地目	区分	地積				決定価格			課税標準額	筆数				単位当たり価格	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	(ト)に係る課税標準額	非課税地筆数	評価総筆数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
		(㎡) (イ)	(㎡) (ロ)	(㎡) (ハ)	(ロ)-(ハ) (㎡) (ニ)	(千円) (ホ)	(千円) (ヘ)	(ホ)-(ハ) (千円) (ロ)	(千円) (チ)	(筆) (リ)	(筆) (ヌ)	(筆) (ル)	(ロ)-(ル) (筆)	(円/㎡) (ホ)/(ロ)	(円/㎡)
田	一般田	-	18,744,261	936,966	17,807,295	1,802,724	85,567	1,717,157	1,717,157	-	20,349	1,389	18,960	96	112
	勸告遊休田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介在田・市街化区域田	-	26,763	16	26,747	279,376	152	279,224	93,075	-	70	1	69	10,439	29,990
畑	一般畑	-	12,184,109	787,001	11,397,108	787,864	51,019	736,845	736,845	-	15,544	1,340	14,204	65	67
	勸告遊休畑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介在畑・市街化区域畑	-	270,611	348	270,263	5,027,298	2,293	5,025,005	1,607,699	-	664	6	658	18,578	54,372
宅地	住宅用地	小規模住宅用地	10,681,496	70,527	10,610,969	410,209,449	1,043,244	409,166,205	68,056,682	70,841	1,063	69,778	38,404	106,449	
		一般住宅用地	3,582,112	1,318	3,580,794	67,192,641	20,144	67,172,497	22,369,631	24,975	129	24,846	18,758	95,200	
	住宅用地以外の宅地	5,190,653	225	5,190,428	144,119,510	3,385	144,116,125	95,222,527	8,181	29	8,152	27,765	121,458		
	計	968,343	19,454,261	72,070	19,382,191	621,521,600	1,066,773	620,454,827	185,648,840	1,071	103,997	1,221	102,776	31,948	121,458
塩田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱泉地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
池沼	108,114	16,638	8,516	8,122	1,088	236	852	852	12	78	44	34	65	303	
山林	一般山林	-	16,193,811	1,852,357	14,341,454	774,285	88,884	685,401	685,401	-	15,943	2,671	13,272	48	51
	介在山林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
原野	-	1,364,840	288,902	1,075,938	37,940	8,024	29,916	29,916	-	4,775	899	3,876	28	29	
雑種地	ゴルフ場の用地	-	1,471,811	343	1,471,468	2,191,328	271	2,191,057	1,413,702	-	648	1	647	1,489	1,790
	遊園地等の用地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄軌道用地	2,967	467,502	7	467,495	3,519,126	62	3,519,064	2,350,540	29	1,536	1	1,535	7,528	63,362
	その他の雑種地	648,810	5,429,122	107,559	5,321,563	40,542,697	74,412	40,468,285	27,343,529	2,565	11,335	845	10,490	7,468	100,600
	計	651,777	7,368,435	107,909	7,260,526	46,253,151	74,745	46,178,406	31,107,771	2,594	13,519	847	12,672	6,277	100,600
その他	26,338,037	-	-	-	-	-	-	-	59,973	-	-	-	-	-	
合計	28,066,271	75,623,729	4,054,085	71,569,644	676,485,326	1,377,693	675,107,633	221,627,556	63,650	174,939	8,418	166,521	8,945	-	

3-6. 宅地に関する調べ

区 分 地区別		地 積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	単位当たり価格		最高価格 地の所在
					平均価格 (ロ)／(イ) (円／㎡)	最高価格 (円／㎡)	
商 業 地 区	繁 華 街	-	-	-	-	-	
	高度商業 地 区	-	-	-	-	-	
	普通商業 地 区	940,629	58,968,430	30,455,445	62,690	121,458	ユーカリが 丘4丁目
	計	940,629	58,968,430	30,455,445	62,690	121,458	ユーカリが 丘4丁目
住 宅 地 区	併用住宅 地 区	745,942	37,034,863	14,469,157	49,648	85,661	ユーカリが 丘3丁目
	高級住宅 地 区	-	-	-	-	-	
	普通住宅 地 区	10,873,662	436,092,879	96,809,756	40,105	82,540	西志津 1丁目
	計	11,619,604	473,127,742	111,278,913	40,718	85,661	ユーカリが 丘3丁目
工 業 地 区	大 工 場 地 区	2,437,077	43,939,976	27,678,113	18,030	21,600	六崎
	中小工場 地 区	161,702	2,593,624	1,597,858	16,040	18,472	六崎
	家内工場 地 区	-	-	-	-	-	
	計	2,598,779	46,533,600	29,275,971	17,906	21,600	六崎
村 落 地 区	集団地区	-	-	-	-	-	
	村落地区	4,223,179	41,825,055	14,638,511	9,904	21,850	高岡
	計	4,223,179	41,825,055	14,638,511	9,904	21,850	高岡
観 光 地 区		-	-	-	-	-	
合 計		19,382,191	620,454,827	185,648,840	32,012	121,458	ユーカリが 丘4丁目

3-7. 宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ

区 分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
住 宅 用 地	人 67,457	m ² 14,191,763	千円 476,338,702	千円 90,426,313	筆 94,624
非住宅用地	3,241	5,190,428	144,116,125	95,222,527	8,152
計	70,698	19,382,191	620,454,827	185,648,840	102,776

3-8. 介在農地及び市街化区域農地に関する調べ

区 分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
介 在 農 地	人 23	m ² 19,319	千円 168,745	千円 114,063	筆 40
特定市街化 区域農地	377	277,691	5,135,484	1,586,711	687
計	400	297,010	5,304,229	1,700,774	727

3-9. 令和5年度家屋に関する概要

納税義務者数

区 分 納税義務者	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
	(イ) (人)	(ロ) (人)	(イ)-(ロ) (人)
個人・法人	62,313	820	61,493

総 括

区 分		棟 数	床 面 積	決 定 価 格	単 位 当 たり 価 格
		(棟)	(㎡)	(千円)	(円)
木 造	総 数	52,791	5,766,360	139,360,522	24,168
	法定免税点 未満のもの	1,043	48,002	59,416	1,238
	法定免税点 以上のもの	51,748	5,718,358	139,301,106	24,360
木 造 以 外	総 数	11,462	4,502,699	189,225,362	42,025
	法定免税点 未満のもの	47	1,441	5,125	3,557
	法定免税点 以上のもの	11,415	4,501,258	189,220,237	42,037
計	総 数	64,253	10,269,059	328,585,884	31,998
	法定免税点 未満のもの	1,090	49,443	64,541	1,305
	法定免税点 以上のもの	63,163	10,219,616	328,521,343	32,146
非課税家屋		116	90,477		

3-10. 家屋の増減状況の推移

年 度	増 減 項 目	新 増 築			減 失		
		木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
令 和 元 年 度	棟 数	550	91	641	317	67	384
	床 面 積 (㎡)	64,266	18,234	82,500	26,391	31,674	58,065
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,243	87,646	76,426	12,925	32,858	23,798
	決 定 価 格 (千 円)	4,707,033	1,598,140	6,305,173	341,094	1,040,748	1,381,842
令 和 2 年 度	棟 数	450	80	530	388	42	430
	床 面 積 (㎡)	54,928	18,721	73,649	33,353	9,704	43,057
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,639	90,313	77,877	12,860	14,829	13,304
	決 定 価 格 (千 円)	4,044,852	1,690,744	5,735,596	428,915	143,905	572,820
令 和 3 年 度	棟 数	462	77	539	426	48	474
	床 面 積 (㎡)	53,555	16,861	70,416	34,430	13,174	47,604
	単 位 当 たり 価 格 (円)	78,617	88,053	80,876	11,791	31,125	17,141
	決 定 価 格 (千 円)	4,210,337	1,484,657	5,694,994	405,947	410,036	815,983
令 和 4 年 度	棟 数	446	76	522	381	56	437
	床 面 積 (㎡)	55,723	16,947	72,670	32,463	9,462	41,925
	単 位 当 たり 価 格 (円)	78,937	125,624	89,825	13,285	16,721	14,061
	決 定 価 格 (千 円)	4,398,620	2,128,942	6,527,562	431,282	158,212	589,494
令 和 5 年 度	棟 数	556	59	615	545	58	603
	床 面 積 (㎡)	63,981	14,357	78,338	40,515	11,143	51,658
	単 位 当 たり 価 格 (円)	81,045	105,751	85,573	10,545	18,453	12,251
	決 定 価 格 (千 円)	5,185,368	1,518,260	6,703,628	427,234	205,627	632,861

3-11. 国有資産等所在市町村交付金に関する調べ

調定の状況

(単位：千円)

区 分	台帳価格	算定標準額	交付金	団体数
交付金	1,927,754	1,205,157	16,871	3

交付金の状況

(単位：千円)

区 分		国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計	
		算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額		
貸 付 資 産	住 宅	1/6	7,868	110	116,267	1,627	1,737
		1/3	1,002	14	-	-	14
		2/5	-	-	66,611	932	932
	住宅以外		110,390	1,545	904	13	1,558
	小 計		119,260	1,669	183,782	2,572	4,241
地方公営事業に係るもの (水道施設等)		-	-	902,115	12,630	12,630	
計		119,260	1,669	1,085,897	15,202	16,871	

3-12. 償却資産の価格等に関する調べ

(単位：千円)

区 分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	25,766,514	25,589,002	160,770	25,428,232
	機 械 及 び 装 置	47,857,159	46,741,915	246,694	46,495,221
	船 舶	7,496	7,496	-	7,496
	航 空 機	-	-	-	-
	車両及び運搬具	455,181	455,181	-	455,181
	工具器具及び備品	17,851,663	17,850,851	-	17,850,851
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	91,938,013	90,644,445	407,464	90,236,981
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	37,651,748	35,504,679		
	県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,805,660	2,802,881		
	小 計 (ニ)	40,457,408	38,307,560		
法第743条第1項の規定により、県知事が価格等を決定したもの(ホ)		-	-	-	-
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		132,395,421	128,952,005		
内 訳	市 分 の 額		128,952,005		
	県 分 の 額		-		

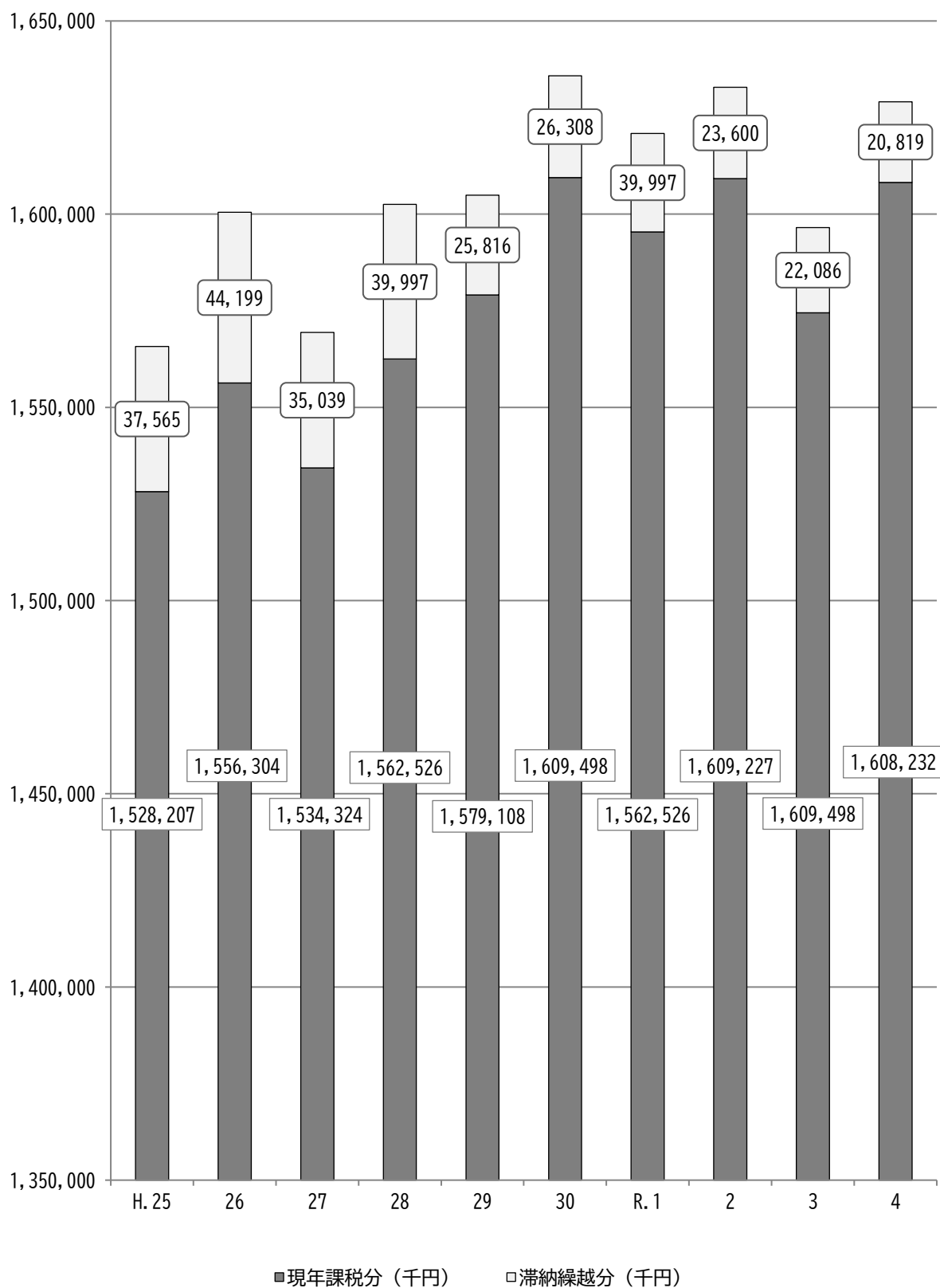
3-13. 償却資産納税義務者数（法定免税点以上）の推移

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
個人・法人	1,639 件	7.5 %	1,663 件	1.5 %	1,552 件	△ 6.7 %	1,681 件	8.3 %	1,711 件	1.8 %

3-14. 都市計画税に関する調べ

土地・家屋		価格等	地積及び床面積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
土地	宅地等	宅地	14,059	556,253,230	241,573,300
		その他	1,549	29,177,827	19,446,745
		小計	15,608	585,431,057	261,020,045
		農地	299	5,205,929	3,220,805
		計	15,907	590,636,986	264,240,850
家屋		木造家屋	4,630	113,407,481	113,407,481
		木造以外の家屋	4,027	171,258,047	171,180,868
		計	8,657	284,665,528	284,588,349
合計				875,302,514	548,829,199

3-15. 都市計画税決算額の推移



3-16. 特別土地保有税

地方税法の改正により、平成15年度以降は特別土地保有税の新たな課税が行われません。

4 . 諸 税

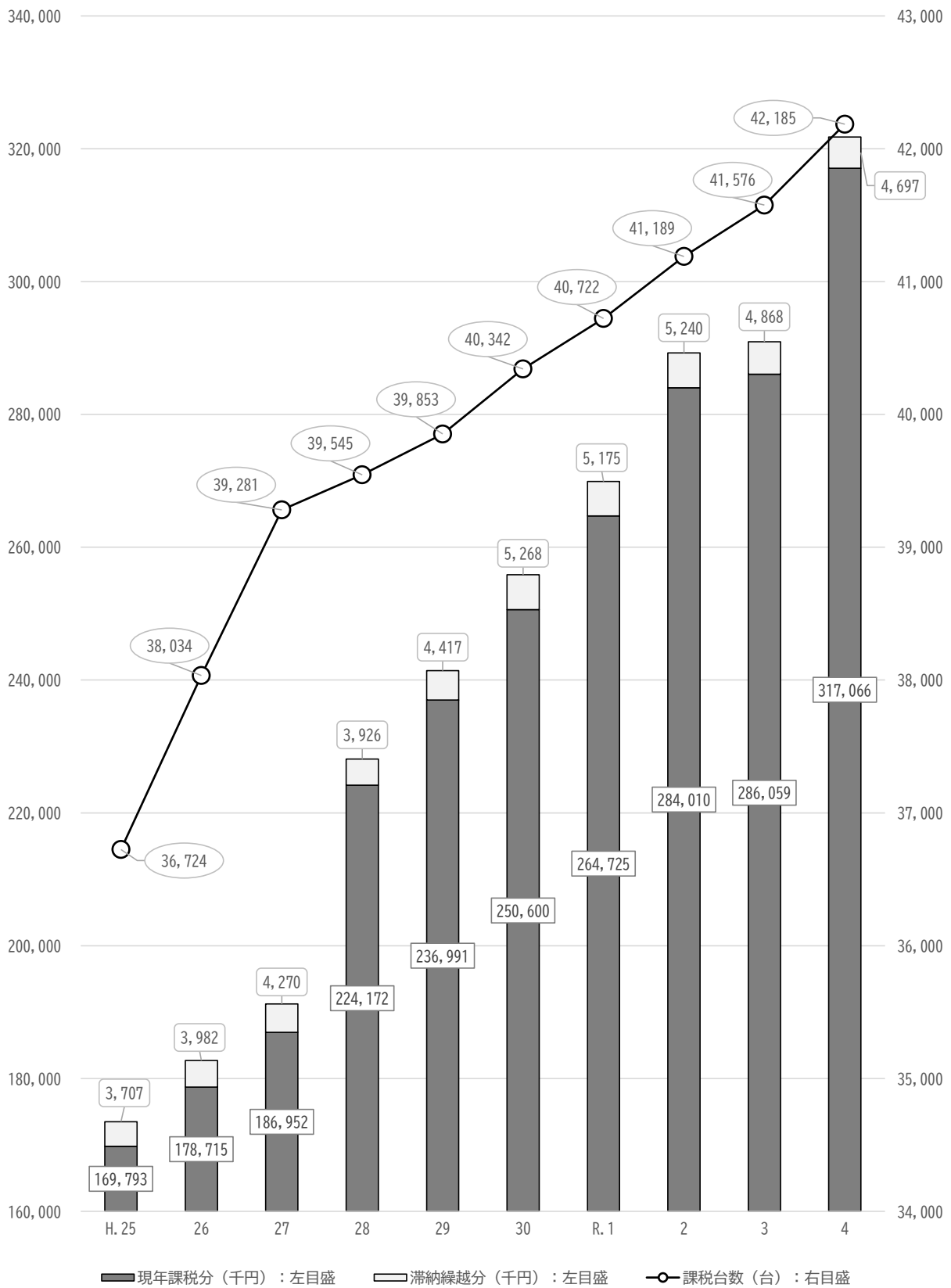
4-1. 軽自動車税に関する調べ

(基準日：各年度7月1日現在)

区 分	令和3年度					令和4年度					令和5年度						
	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a-b-c)(d)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a-b-c)(d)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a-b-c)(d)	調定額 (千円)		
原 動 機 自 付 転 車	50cc以下	5,551	6	2	5,543	11,086	5,413	5	3	5,405	10,810	5,289	5	5	5,279	10,558	
	90cc以下	313	12	0	301	602	315	9	0	306	612	320	6	0	314	628	
	125cc以下	1,631	33	1	1,597	3,833	1,759	36	1	1,722	4,133	1,858	39	1	1,818	4,363	
	ミニカー	123	0	0	123	455	122	0	0	122	451	127	0	0	127	470	
	小 計	7,618	51	3	7,564	15,976	7,609	50	4	7,555	16,006	7,594	50	6	7,538	16,019	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	1,830	0	0	1,830	6,588	1,851	0	0	1,851	6,664	1,870	0	0	1,870	6,732	
	三輪車(旧税率)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(新税率)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(重 課)	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	
	三輪車(75%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(50%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(25%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 計	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	
	四輪車(旧税率)	乗 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	11
		用 自家用	9,842	21	210	9,611	69,199	8,537	19	167	8,351	60,127	7,273	16	144	7,113	51,213
	貨 物	乗 営業用	107	0	1	106	318	98	0	0	98	294	90	0	0	90	270
		用 自家用	1,678	9	20	1,649	6,596	1,437	6	17	1,414	5,656	1,207	6	6	1,195	4,780
	小 計	11,627	30	231	11,366	76,113	10,072	25	184	9,863	66,077	8,572	22	150	8,400	56,274	
	四輪車(新税率)	乗 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7	
		用 自家用	8,426	5	176	8,245	89,046	10,847	4	222	10,621	114,707	12,189	6	256	11,927	128,812
		貨 営業用	131	0	1	130	494	154	0	1	153	581	179	0	1	178	676
		物 自家用	1,634	3	5	1,626	8,130	1,955	3	9	1,943	9,715	2,267	3	11	2,253	11,265
	小 計	10,191	8	182	10,001	97,670	12,956	7	232	12,717	125,003	14,636	9	268	14,359	140,760	
	四輪車(重課)	乗 営業用	1	0	0	1	8	1	0	0	1	8	5	0	0	5	41
		用 自家用	5,028	6	103	4,919	63,455	5,349	7	123	5,219	67,325	5,653	9	114	5,530	71,337
貨 営業用		60	0	0	60	270	72	0	0	72	324	73	0	0	73	328	
物 自家用		2,044	3	16	2,025	12,150	2,062	5	15	2,042	12,252	2,091	5	24	2,062	12,372	
小 計	7,133	9	119	7,005	75,883	7,484	12	138	7,334	79,909	7,822	14	138	7,670	84,078		
四輪車(75%軽課)	乗 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0	1	61	165		
	貨 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0	1	61	165			
四輪車(50%軽課)	乗 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	用 自家用	140	0	1	139	751											
	貨 営業用	0	0	0	0	0											
	物 自家用	0	0	0	0	0											
小 計	140	0	1	139	751	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
四輪車(25%軽課)	乗 営業用	0	0	0	0	0											
	用 自家用	880	0	22	858	6,950											
	貨 営業用	3	0	0	3	9											
	物 自家用	39	0	0	39	148											
小 計	922	0	22	900	7,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
四輪車 計	30,013	47	555	29,411	257,524	30,512	44	554	29,914	270,989	31,092	45	557	30,490	281,277		
農耕作業用	625	3	1	621	1,490	638	3	1	634	1,522	639	3	1	635	1,524		
特殊作業用	131	2	0	129	761	140	2	0	138	814	154	2	0	152	897		
小 計	32,600	52	556	31,992	266,368	33,142	49	555	32,538	279,994	33,756	50	558	33,148	290,435		
二輪の小型自動車	2,020	0	0	2,020	12,120	2,093	0	1	2,092	12,552	2,215	0	1	2,214	13,284		
合 計	42,238	103	559	41,576	294,464	42,844	99	560	42,185	308,552	43,565	100	565	42,900	319,738		
対前年度増減率(%)	1.0	0.0	4.1	0.9	3.8	1.4	△ 3.9	0.2	1.5	4.8	1.7	1.0	0.9	1.7	3.6		

※平成28年度から税率が変わり、軽課税率・重課税率が新設されました。
 ※軽課税率の改正により、令和4年度から三輪及び四輪の50%軽課及び25%軽課の対象車種は、乗用営業用のみとなりました。

4-2. 軽自動車税決算額の推移



※ 課税台数は、各年度7月1日現在の台数です。

※ 令和元年度以降の「現年課税分」の値は、「種別割+環境性能割」の決算額となっています。

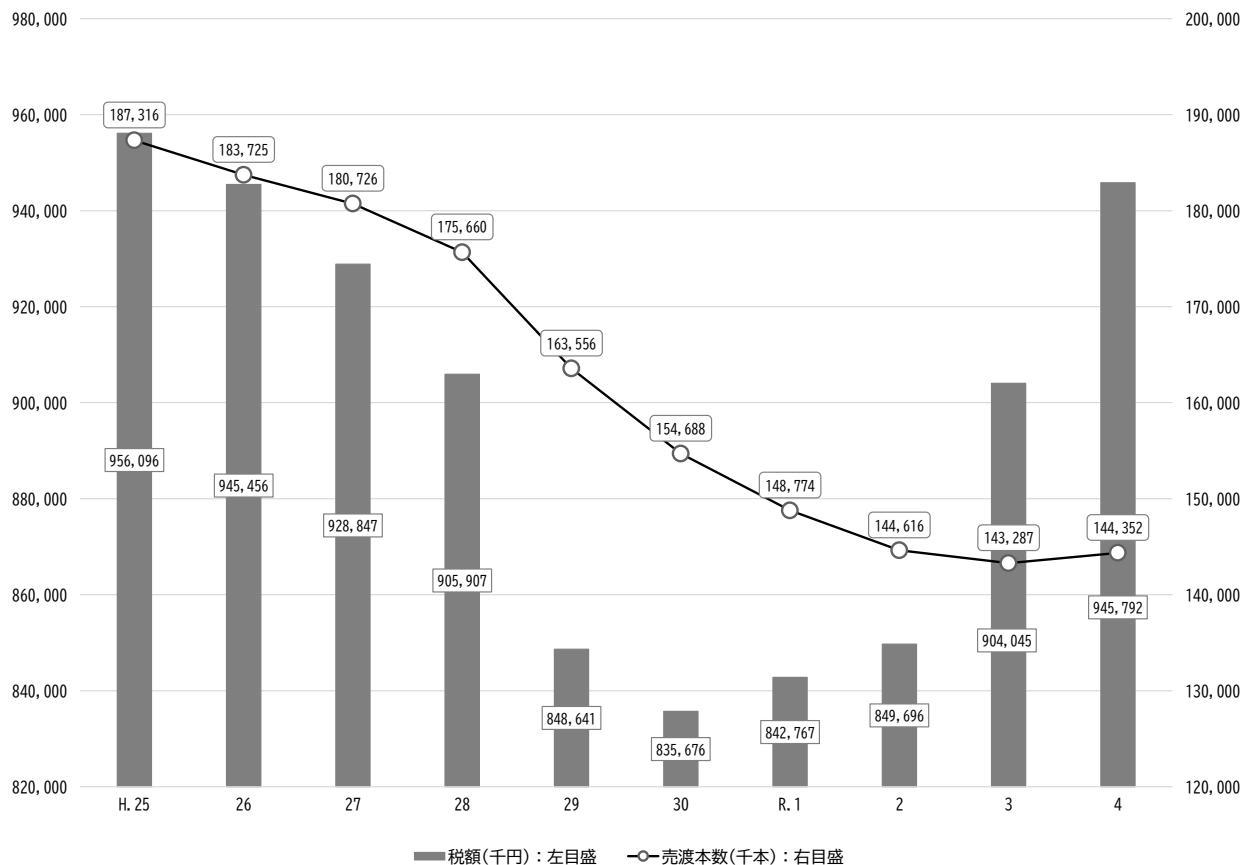
4-3. 市たばこ税の推移

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売 渡 本 数	(千本)	187,316	183,725	180,726	175,660	163,556	154,688	148,774	144,616	143,287	144,352
税 額	(千円)	956,096	945,456	928,847	905,907	848,641	835,676	842,767	849,696	904,045	945,792
税 額 の 増 減 率	(%)	12.1	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.5	△ 6.3	△ 7.8	△ 0.7	0.8	6.4	4.6
1 本 当 り 税 額	(円)	5,104	5,146	5,140	5,157	5,189	5,402	5,665	5,876	6,309	6,552
20 歳 以 上 人 口 1 人 当 り 売 渡 本 数	(本/年)	1,280	1,240	1,222	1,188	1,107	1,048	1,009	991	983	992
年 間 1 人 当 り 税 額	(円)	5,446	5,329	5,248	5,132	4,820	4,762	4,824	4,905	5,264	5,530
年 間 1 世 帯 当 り 税 額	(円)	13,041	12,638	12,311	11,897	11,049	10,763	10,759	10,806	11,478	11,905
年 度 末 現 在	人 口	175,575	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747	171,037
	20 歳 以 上 人 口	146,369	148,169	147,922	147,915	147,733	147,621	147,420	145,941	145,799	145,538
	世 帯 数	73,314	74,809	75,451	76,146	76,805	77,645	78,329	78,629	78,763	79,443

※「売渡本数(千本)」には、税制改正に伴う税率の引上時における手持品課税に係る本数は含まれていません。

※「人口」、「20歳以上人口」及び「世帯数」は、住民基本台帳(平成27年分から外国人登録を加算)によります。

4-4. 市たばこ税決算額の推移



5 . 徵 収

5-1. 還付金調べ

1. 過誤納金還付金（歳出還付）

（単位：件、円）

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 県 民 税	944	27,726,760	775	25,408,036	839	25,449,885	856	32,170,280
法人市民税	293	23,416,950	267	44,550,550	270	27,044,000	229	15,139,500
固定資産税 都市計画税	105	12,715,740	97	10,713,650	152	14,888,300	69	2,473,350
軽自動車税	36	224,400	16	124,100	29	171,600	19	113,600
配当割額 及び株式等 譲渡割額	488	11,035,415	505	9,429,566	504	12,774,985	446	15,906,027
合 計	1,866	75,119,265	1,660	90,225,902	1,794	80,328,770	1,619	65,802,757

2. 過誤納金還付加算金

（単位：件、円）

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 県 民 税	31	63,600	29	290,600	23	69,100	20	35,600
法人市民税	51	204,400	55	300,500	26	88,100	18	50,900
固定資産税 都市計画税	28	4,140,437	27	3,008,721	43	3,998,587	11	64,212
軽自動車税	0	0	0	0	0	0	0	0
配当割額 及び株式等 譲渡割額	3	7,100	1	1,000	9	2,800	8	10,300
合 計	113	4,415,537	112	3,600,821	101	4,158,587	57	161,012

5-2. 督促状発付状況の推移

1. 市県民税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に 対する比率
令和元年度	284,247	18,044	6.3
令和2年度	283,758	16,022	5.6
令和3年度	281,685	15,215	5.4
令和4年度	280,445	15,607	5.6

2. 固定資産税・都市計画税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に 対する比率
令和元年度	287,667	23,207	8.1
令和2年度	287,795	22,171	7.7
令和3年度	287,810	20,422	7.1
令和4年度	288,313	20,991	7.3

3. 軽自動車税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に 対する比率
令和元年度	40,717	4,061	10.0
令和2年度	41,162	3,789	9.2
令和3年度	41,561	3,591	8.6
令和4年度	42,170	3,785	9.0

4. 法人市民税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に 対する比率
令和元年度	4,795	172	3.6
令和2年度	4,760	164	3.4
令和3年度	4,746	151	3.2
令和4年度	4,949	192	3.9

5-3. 不納欠損額の推移

(単位：人、円)

年 度 税 目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
市 民 税	829	57,317,726	722	48,160,254	693	62,470,835	615	39,012,929
(うち個人)	801	55,189,526	699	46,704,554	663	60,096,735	575	36,437,494
(うち法人)	28	2,128,200	23	1,455,700	30	2,374,100	40	2,575,435
固定資産税	388	31,519,609	395	26,202,632	396	23,663,108	319	13,893,210
軽自動車税	447	2,377,388	446	2,437,864	431	3,692,600	446	3,395,033
都市計画税	388	5,917,797	395	4,974,186	396	4,438,502	319	2,563,746
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,052	97,132,520	1,958	81,774,936	1,916	94,265,045	1,699	58,864,918

5-4. 口座振替の状況

口座振替利用状況等

(単位：件、円)

区分 年度	税目	調定件数 (A)	口座利用件数 (B)	利用率 (B)/(A)	決算額 (C)	口座振替額 (D)	割合 (D)/(C)
令和元年度	市民税	37,796	4,999	13.2%	2,887,750,741	529,864,090	18.3%
	固定資産税 都市計画税	72,104	31,113	43.2%	10,967,002,210	4,545,166,800	41.4%
	軽自動車税	41,259	3,533	8.6%	271,208,700	21,485,700	7.9%
	合計	151,159	39,645	26.2%	14,125,961,651	5,096,516,590	36.1%
令和2年度	市民税	37,906	4,790	12.6%	2,732,793,459	521,147,056	19.1%
	固定資産税 都市計画税	72,146	30,848	42.8%	10,856,184,275	4,511,092,900	41.6%
	軽自動車税	42,170	3,876	9.2%	275,135,400	25,227,600	9.2%
	合計	152,222	39,514	26.0%	13,864,113,134	5,057,467,556	36.5%
令和3年度	市民税	37,630	4,759	12.6%	2,712,606,451	532,304,087	19.6%
	固定資産税 都市計画税	72,153	30,887	42.8%	10,580,029,045	4,542,232,700	42.9%
	軽自動車税	42,170	3,910	9.3%	286,059,300	26,063,300	9.1%
	合計	151,953	39,556	26.0%	13,578,694,796	5,100,600,087	37.6%
令和4年度	市民税	37,416	4,575	12.2%	2,915,359,926	622,630,864	21.4%
	固定資産税 都市計画税	72,265	30,745	42.5%	10,914,976,278	4,696,735,600	43.0%
	軽自動車税	42,774	3,938	9.2%	300,216,500	26,947,200	9.0%
	合計	152,455	39,258	25.8%	14,130,552,704	5,346,313,664	37.8%

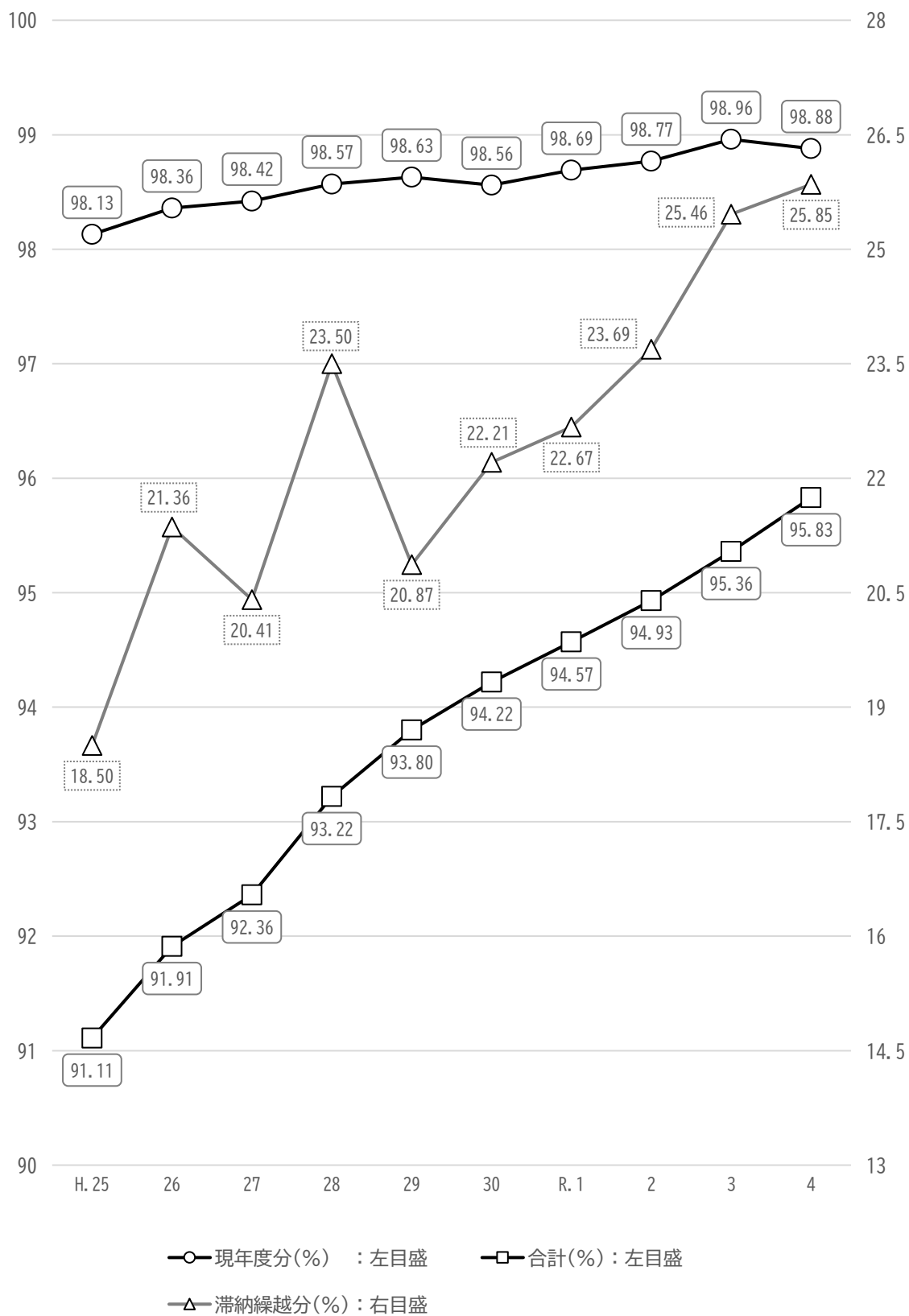
5-5. 差押状況

(単位：件、円)

年度	区分	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
令和元年度	不動産	1,920	987,416,906	69	35,924,637	164	64,147,290	1,825	959,194,253
	債権等	284	163,367,289	371	126,419,612	358	131,034,288	297	158,752,613
	合計	2,204	1,150,784,195	440	162,344,249	522	195,181,578	2,122	1,117,946,866
令和2年度	不動産	1,825	959,194,253	59	25,577,200	137	63,890,382	1,747	920,881,071
	債権等	297	158,752,613	270	124,865,280	292	119,080,040	275	164,537,853
	合計	2,122	1,117,946,866	329	150,442,480	429	182,970,422	2,022	1,085,418,924
令和3年度	不動産	1,747	920,881,071	61	36,068,229	130	60,024,226	1,678	896,925,074
	債権等	275	164,537,853	372	155,625,233	329	134,523,741	318	185,639,345
	合計	2,022	1,085,418,924	433	191,693,462	459	194,547,967	1,996	1,082,564,419
令和4年度	不動産	1,678	896,925,074	56	54,339,391	142	91,064,538	1,592	860,199,927
	債権等	318	185,639,345	387	233,494,544	364	157,518,703	341	261,615,186
	合計	1,996	1,082,564,419	443	287,833,935	506	248,583,241	1,933	1,121,815,113

(注) 不動産差押件数には、不動産参加差押件数を含んでいます。

5-6. 収入率の推移



6. その他

6-1. 税務証明書等の発行件数

(1) 税務証明書等の発行件数の推移

(単位：件)

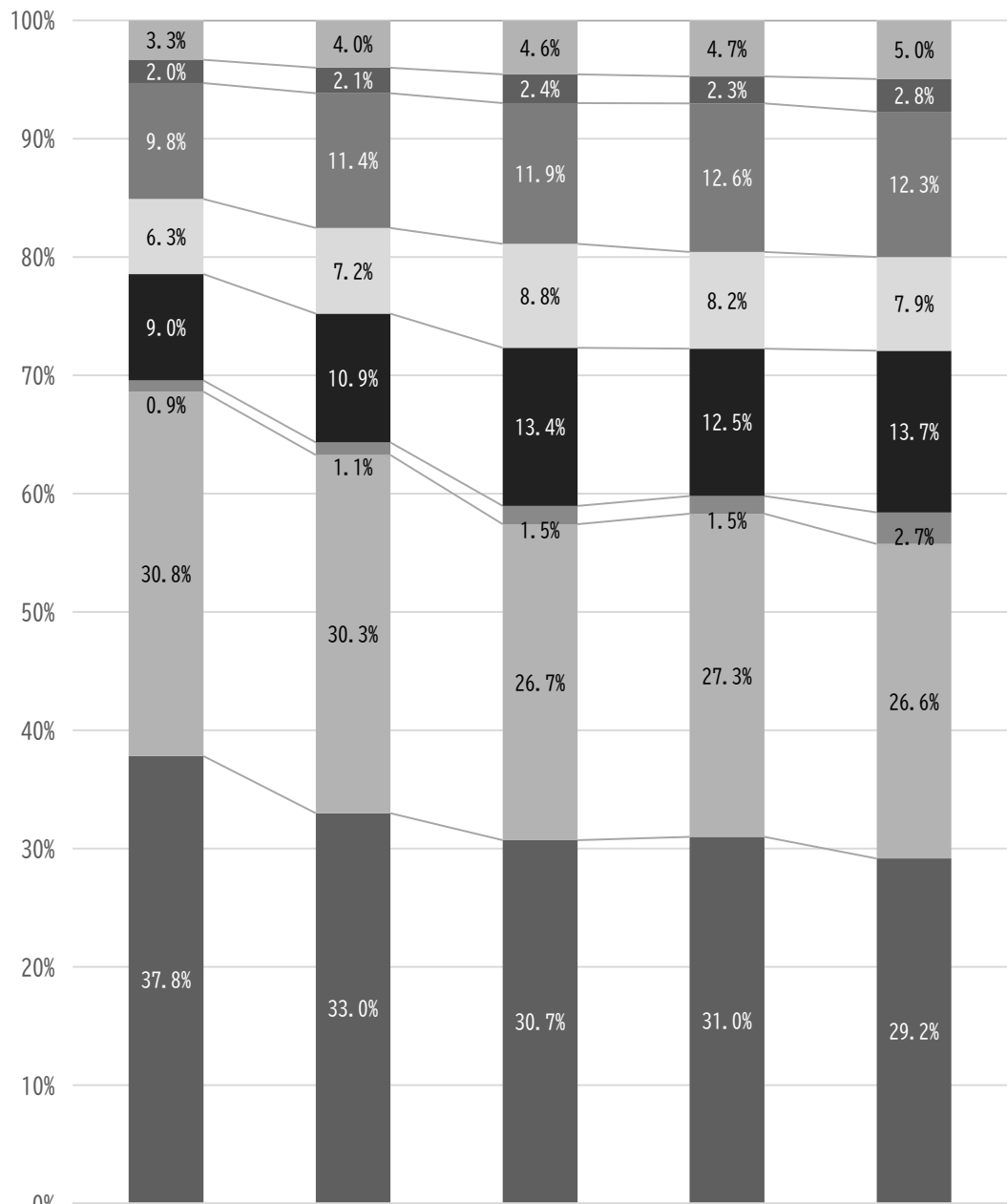
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民税係	課税・所得証明書	14,332	11,188	8,752	9,584	8,832
	非課税証明書	11,674	10,264	7,607	8,452	8,055
	その他	358	360	439	465	808
	小計	26,364	21,812	16,798	18,501	17,695
収税係	納税証明書	3,410	3,689	3,807	3,856	4,141
	軽自動車税納税証明書	2,404	2,453	2,501	2,528	2,401
	その他	0	0	16	0	2
	小計	5,814	6,142	6,324	6,384	6,544
資産税係	記載事項証明書	3,716	3,870	3,393	3,885	3,719
	住宅用家屋証明書	745	727	690	705	836
	その他	1,261	1,356	1,300	1,466	1,501
	小計	5,722	5,953	5,383	6,056	6,056
合 計		37,900	33,907	28,505	30,941	30,295

(2) 本庁及び出先機関月別発行件数内訳（令和4年度）

(単位：件)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本 庁		1,479	1,085	2,295	1,870	1,844	1,690	1,340	1,416	1,360	1,228	1,116	1,463	18,186
出先機関	志津出張所	400	285	682	666	651	446	387	318	267	333	324	317	5,076
	ユーカーが丘出張所	204	108	389	353	316	230	200	251	125	113	141	108	2,538
	白井・千代田出張所	207	140	392	398	392	311	218	257	170	191	163	216	3,055
	根郷出張所	60	47	134	273	124	104	85	41	56	66	58	56	1,104
	和田出張所	12	12	19	15	20	23	21	23	5	18	10	12	190
	弥富派出所	15	6	7	22	16	19	10	14	15	7	6	9	146
	小計	898	598	1,623	1,727	1,519	1,133	921	904	638	728	702	718	12,109
合 計		2,377	1,683	3,918	3,597	3,363	2,823	2,261	2,320	1,998	1,956	1,818	2,181	30,295

証明発行件数の構成比の推移



	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4
■その他資産税証明	3.3%	4.0%	4.6%	4.7%	5.0%
■住宅用家屋証明	2.0%	2.1%	2.4%	2.3%	2.8%
■資産税記載事項証明	9.8%	11.4%	11.9%	12.6%	12.3%
■軽自動車税納税証明	6.3%	7.2%	8.8%	8.2%	7.9%
■納税証明	9.0%	10.9%	13.4%	12.5%	13.7%
■その他市民税証明	0.9%	1.1%	1.5%	1.5%	2.7%
■非課税証明	30.8%	30.3%	26.7%	27.3%	26.6%
■課税所得証明	37.8%	33.0%	30.7%	31.0%	29.2%

6-2. 市税徴収経費の推移（課税状況調べによる）

（単位：千円）

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
税 収 入 額	市 税 (A)	23,928,260	24,220,287	24,749,195	24,806,852	24,544,478	23,860,614	24,433,482		
	個人の県民税	7,331,686	7,421,501	7,438,785	7,432,405	7,416,457	7,195,353	7,243,853		
	合 計 (B)	31,259,946	31,641,788	32,187,980	32,239,257	31,960,935	31,055,967	31,677,335		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	236,746	234,760	238,131	231,181	226,151	216,506	213,232	
		諸 手 当	188,717	185,919	184,930	185,195	172,287	158,523	156,838	
		超過勤務手当	40,429	34,546	29,455	32,385	26,659	19,935	20,232	
		税務特別手当	4	1	10	1	0	0	0	
		その他の手当	148,284	151,372	155,465	152,809	145,628	138,588	136,606	
	報 酬 (C)						14,597	12,750		
	そ の 他	74,867	79,828	78,062	77,844	76,681	72,595	71,484		
	小 計 (D)	500,330	500,507	501,123	494,220	475,119	462,221	454,304		
	物 件 費	旅 費	81	134	100	80	68	55	63	
		賃 金	13,325	13,975	15,825	15,499	15,228			
そ の 他		16,456	20,743	20,522	30,028	22,750	21,482	24,957		
小 計		29,862	34,852	36,447	45,607	38,046	21,537	25,020		
報 奨 金 等	0	0	0	0	0	0	0			
そ の 他	80,863	46,384	44,902	74,280	46,296	53,010	75,933			
合 計 (E)	611,055	581,743	582,472	614,107	559,461	536,768	555,257			
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (F)		263,071	265,795	267,460	269,434	270,074	268,384	267,556		
(E) - (F) (G)		347,984	315,948	315,012	344,673	289,387	268,384	287,701		
税 収 入 額 対 する 徴 税 費 の 割 合	(E) / (B)	2.0 %	1.8 %	1.8 %	1.9 %	1.8 %	1.7 %	1.8 %		
	(G) / (A)	1.5 %	1.3 %	1.3 %	1.4 %	1.2 %	1.1 %	1.2 %		
徴 税 職 員 数 (H)		62 人	62 人	61 人	61 人	62 人	60 人	59 人		
職 員 1 人 当 た り の 人 件 費 (D) / (H)		8,069	8,072	8,215	8,101	7,663				
職 員 1 人 当 た り の 人 件 費 {(D)-(C)} / (H)							7,460	7,483		

6-3. 市税税率の経緯①

年度		昭和29	30	31	32	33	34	35	
市 民 税	個人	均等割	市民税400円 (県民税100円)						
		所得割	ただし書方式						
	法人	均等割	1,800円						
		法人税割	7.5%	8.1%					
固定資産税		1.5% 免税点 〔土地 10,000円〕 〔家屋 10,000円〕 〔償却資産 50,000円〕	1.4% 〔同左〕	免税点 〔土地 同左〕 〔家屋 同左〕 〔償却資産 100,000円〕			免税点 〔土地 20,000円〕 〔家屋 30,000円〕 〔償却資産 150,000円〕		
軽自動車税		<自転車荷車税> 一般用車及び婦人用車200円 競争用車 300円 三輪車 500円 原動機付自転車 500円			原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 150cc以下 1,000円 三輪車 500円		<軽自動車税> 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 二輪の小型自動車 2,500円		
市たばこ消費税		10/115			9%		11%		
電気税		電気ガス税 10%							
ガス税									
木材取引税		5%			4%		2%		
特別土地保有税									
都市計画税							0.1%		
沿革 (主なもの)		○道府県民税、市たばこ消費税創設	○大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度創設	○固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設		○自転車荷車税廃止、軽自動車税創設			

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

36	37	38	39	40	41	42	43	44			
			市民税 15万円以下 2% 600万円超 10% 15万円超 3% 1,000万円超 11% 40万円超 4% 2,000万円超 12% 70万円超 5% 3,000万円超 13% 100万円超 6% 5,000万円超 14% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%			県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%					
						資本金等 1千万円超 4,000円 1千万円以下 2,400円					
				8.4%	8.9%						
			免税点 [土地 24,000円] [家屋 同左] [償却資産 同左]		免税点 [土地 80,000円] [家屋 50,000円] [償却資産 300,000円]						
軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円				四輪乗用 4,500円							
12%		13.4%		15%		18.1%					
1本当たり単価 2円601		2円628		2円714	2円806	2円932	3円036	3円164	3円641		
9%		8%		7%	[400円]			[500円]			
[300円]					[500円]	[700円]	[800円]	[1,000円]			
		0.2%									
		○土地について負担調整措置が図られた		○市町村税の課税が本方式へ統一		○個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ					

※軽自動車税については、改正部分についてのみ該当年度欄に記入した。

6-3. 市税税率の経緯②

年度		45	46	47	48	49	50	51	52		
区分											
市 民 税	個 人	均等割	S29年度から同じ							市民税1,200円（県民税300円）	
		所得割	S39年度から同じ				市民税	県民税			
						30万円以下 2%	600万円超 10%	150万円以下 2%			
						30万円超 3%	1,000万円超 11%	150万円超 4%			
	法 人	均等割	S42年度から同じ							1億円超(従業員100人超) 24,000円	同左 80,000円
									1億円超(従業員100人以下) 12,000円	同左 24,000円	
		法人税割	9.1%				12.1%				
	固定資産税	S41年度から同じ					免税点 土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円				
	軽自動車税	S40年度から同じ							原動機付自転車	軽自動車	
								50cc以下 650円	二輪 2,000円		
								90cc以下 1,000円	三輪 2,600円		
								125cc以下 1,300円	四輪		
								小型特殊自動車	乗用営業用5,200円		
								農耕作業用 1,300円	自家用5,900円		
								その他 3,900円	貨物営業用2,900円		
								二輪の小型自動車 3,300円	自家用3,300円		
	市たばこ消費税	S42年度から同じ									
		3円833	3円955	4円094	4円206	4円331	4円437	4円674	6円701		
	電気税	S39年度から同じ				6%	[1,200円]	5%	S52.6以降		
		[600円]	[700円]	[800円]	[1,000円]	S50.1以降	[2,000円]	[2,000円]	[2,400円]		
	ガス税					5%	[2,700円]	3%			
		[1,200円]	[1,400円]	[1,600円]	[2,100円]	S50.1以降	[4,000円]	S52.1以降	S52.6以降		
						4%	[4,000円]	2% [4,000円]	[4,800円]		
	木材取引税	S33年度から同じ									
	特別土地保有税					保有分1.4% [5,000㎡]					
						取得分 3% [5,000㎡]					
	都市計画税	S38年度から同じ									
	沿革 (主なもの)	○個人市民税の 譲渡所得の分離 課税制度創設			○特別土地保有 税創設	○電気税及びガ ス税に分離	○口座振替制度 実施				

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

53	54	55	56	57	58	59																																																																																																																																																																																																																																				
市民税1,500円（県民税500円）																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="0"> <tr> <td colspan="3">市民税</td> <td colspan="4">県民税</td> </tr> <tr> <td>30万円以下</td> <td>2%</td> <td></td> <td>570万円超</td> <td>10%</td> <td>150万円以下</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>30万円超</td> <td>3%</td> <td></td> <td>950万円超</td> <td>11%</td> <td>150万円超</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>45万円超</td> <td>4%</td> <td></td> <td>1,900万円超</td> <td>12%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70万円超</td> <td>5%</td> <td></td> <td>2,900万円超</td> <td>13%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>6%</td> <td></td> <td>4,900万円超</td> <td>14%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超</td> <td>7%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>230万円超</td> <td>8%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>370万円超</td> <td>9%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							市民税			県民税				30万円以下	2%		570万円超	10%	150万円以下	2%	30万円超	3%		950万円超	11%	150万円超	4%	45万円超	4%		1,900万円超	12%			70万円超	5%		2,900万円超	13%			100万円超	6%		4,900万円超	14%			130万円超	7%						230万円超	8%						370万円超	9%																																																																																																																																																																										
市民税			県民税																																																																																																																																																																																																																																							
30万円以下	2%		570万円超	10%	150万円以下	2%																																																																																																																																																																																																																																				
30万円超	3%		950万円超	11%	150万円超	4%																																																																																																																																																																																																																																				
45万円超	4%		1,900万円超	12%																																																																																																																																																																																																																																						
70万円超	5%		2,900万円超	13%																																																																																																																																																																																																																																						
100万円超	6%		4,900万円超	14%																																																																																																																																																																																																																																						
130万円超	7%																																																																																																																																																																																																																																									
230万円超	8%																																																																																																																																																																																																																																									
370万円超	9%																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000円</td> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16,000円</td> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000円</td> <td>50人超</td> <td>48,000円</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>100人超</td> <td>400,000円</td> <td>1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>48,000円</td> <td>1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>80,000円</td> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>60,000円</td> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> <td>80,000円</td> <td>1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> <td>1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>24,000円</td> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>160,000円</td> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>1億円以下</td> <td>24,000円</td> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td>8,000円</td> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>700,000円</td> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">S53.4.1以降終了する事業年度分から適用</td> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>50人超</td> <td>1,200,000円</td> <td colspan="3">S58.4.1以降終了する事業年度分から適用</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">S55.8以降</td> <td colspan="3">S59.4.1以降終了する事業年度分から適用</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">12.3%</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td colspan="2">軽自動車</td> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td colspan="2">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>700円</td> <td>二輪</td> <td>2,200円</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,100円</td> <td>三輪</td> <td>2,850円</td> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,450円</td> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,200円</td> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,450円</td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,300円</td> <td>自家用</td> <td>3,650円</td> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>3,650円</td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>6円796</td> <td>6円890</td> <td>6円989</td> <td>8円151</td> <td>8円590</td> <td>8円670</td> <td>9円502</td> </tr> <tr> <td colspan="7">S55.5以降 〔3,600円〕</td> </tr> <tr> <td>S53.6以降 〔6,000円〕</td> <td>S54.6以降 〔7,000円〕</td> <td>S55.6以降 〔10,000円〕</td> <td colspan="4">S57.6以降 〔12,000円〕</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <p>・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="7">0.3%</td> </tr> <tr> <td>○特別土地保有 税免除制度創設</td> <td></td> <td>○たばこ消費税 売渡本数の補正 (1.04)</td> <td>○軽自動車税月 割課税制度の全 廃</td> <td>○市街化区域農 地に対する課税 の適正化措置・ 特別土地保有 税・課税対象土 地・期間等の改 正</td> <td>○共用土地に対して課する固定資産税等に 係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正（1.014）</td> <td>○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ</td> </tr> </tbody> </table>							資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率	50億円超	100人超	800,000円	1千万円以下	50人以下	16,000円	1千万円以下	50人以下	40,000円	100人以下	80,000円	50人超	48,000円	50人超	120,000円	10億円超	100人超	400,000円	1千万円超	50人以下	48,000円	1千万円超	50人以下	120,000円	50億円以下	100人以下	80,000円	1億円以下	50人超	60,000円	1億円以下	50人超	150,000円	1億円超	100人超	80,000円	1億円超	50人以下	60,000円	1億円超	50人以下	150,000円	10億円以下	100人以下	24,000円	10億円以下	50人超	160,000円	10億円以下	50人超	400,000円	1千万円超	1億円以下	24,000円	10億円超	50人以下	160,000円	10億円超	50人以下	400,000円	1千万円以下		8,000円	50億円以下	50人超	700,000円	50億円以下	50人超	1,750,000円	S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			50億円超	50人以下	160,000円	50億円超	50人以下	400,000円				50人超	1,200,000円	S58.4.1以降終了する事業年度分から適用			50人超	3,000,000円				S55.8以降			S59.4.1以降終了する事業年度分から適用						12.3%						<table border="0"> <tr> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td colspan="2">軽自動車</td> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td colspan="2">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>700円</td> <td>二輪</td> <td>2,200円</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,100円</td> <td>三輪</td> <td>2,850円</td> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,450円</td> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,200円</td> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,450円</td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,300円</td> <td>自家用</td> <td>3,650円</td> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>3,650円</td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							原動機付自転車		軽自動車		原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	700円	二輪	2,200円	50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,100円	三輪	2,850円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,450円	四輪乗用営業用	5,200円	125cc以下	1,600円	四輪乗用営業用	5,500円	小型特殊自動車		自家用	6,500円	小型特殊自動車		自家用	7,200円	農耕作業用	1,450円	貨物営業用	2,900円	農耕作業用	1,600円	貨物営業用	3,000円	その他	4,300円	自家用	3,650円	その他	4,700円	自家用	4,000円	二輪の小型自動車	3,650円			二輪の小型自動車	4,000円			6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502	S55.5以降 〔3,600円〕							S53.6以降 〔6,000円〕	S54.6以降 〔7,000円〕	S55.6以降 〔10,000円〕	S57.6以降 〔12,000円〕				<p>・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p>							0.3%							○特別土地保有 税免除制度創設		○たばこ消費税 売渡本数の補正 (1.04)	○軽自動車税月 割課税制度の全 廃	○市街化区域農 地に対する課税 の適正化措置・ 特別土地保有 税・課税対象土 地・期間等の改 正	○共用土地に対して課する固定資産税等に 係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正（1.014）	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ
資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率																																																																																																																																																																																																																																		
50億円超	100人超	800,000円	1千万円以下	50人以下	16,000円	1千万円以下	50人以下	40,000円																																																																																																																																																																																																																																		
	100人以下	80,000円		50人超	48,000円		50人超	120,000円																																																																																																																																																																																																																																		
10億円超	100人超	400,000円	1千万円超	50人以下	48,000円	1千万円超	50人以下	120,000円																																																																																																																																																																																																																																		
50億円以下	100人以下	80,000円	1億円以下	50人超	60,000円	1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																																																																																																																																																		
1億円超	100人超	80,000円	1億円超	50人以下	60,000円	1億円超	50人以下	150,000円																																																																																																																																																																																																																																		
10億円以下	100人以下	24,000円	10億円以下	50人超	160,000円	10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																																																																																																																																																		
1千万円超	1億円以下	24,000円	10億円超	50人以下	160,000円	10億円超	50人以下	400,000円																																																																																																																																																																																																																																		
1千万円以下		8,000円	50億円以下	50人超	700,000円	50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																																																																																																																																																		
S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			50億円超	50人以下	160,000円	50億円超	50人以下	400,000円																																																																																																																																																																																																																																		
			50人超	1,200,000円	S58.4.1以降終了する事業年度分から適用			50人超	3,000,000円																																																																																																																																																																																																																																	
			S55.8以降			S59.4.1以降終了する事業年度分から適用																																																																																																																																																																																																																																				
			12.3%																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="0"> <tr> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td colspan="2">軽自動車</td> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td colspan="2">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>700円</td> <td>二輪</td> <td>2,200円</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,100円</td> <td>三輪</td> <td>2,850円</td> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,450円</td> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,200円</td> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,450円</td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,300円</td> <td>自家用</td> <td>3,650円</td> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>3,650円</td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							原動機付自転車		軽自動車		原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	700円	二輪	2,200円	50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,100円	三輪	2,850円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,450円	四輪乗用営業用	5,200円	125cc以下	1,600円	四輪乗用営業用	5,500円	小型特殊自動車		自家用	6,500円	小型特殊自動車		自家用	7,200円	農耕作業用	1,450円	貨物営業用	2,900円	農耕作業用	1,600円	貨物営業用	3,000円	その他	4,300円	自家用	3,650円	その他	4,700円	自家用	4,000円	二輪の小型自動車	3,650円			二輪の小型自動車	4,000円																																																																																																																																																																						
原動機付自転車		軽自動車		原動機付自転車		軽自動車																																																																																																																																																																																																																																				
50cc以下	700円	二輪	2,200円	50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																																																																																																																																																																																																																			
90cc以下	1,100円	三輪	2,850円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																																																																																																																																																																																																																			
125cc以下	1,450円	四輪乗用営業用	5,200円	125cc以下	1,600円	四輪乗用営業用	5,500円																																																																																																																																																																																																																																			
小型特殊自動車		自家用	6,500円	小型特殊自動車		自家用	7,200円																																																																																																																																																																																																																																			
農耕作業用	1,450円	貨物営業用	2,900円	農耕作業用	1,600円	貨物営業用	3,000円																																																																																																																																																																																																																																			
その他	4,300円	自家用	3,650円	その他	4,700円	自家用	4,000円																																																																																																																																																																																																																																			
二輪の小型自動車	3,650円			二輪の小型自動車	4,000円																																																																																																																																																																																																																																					
6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502																																																																																																																																																																																																																																				
S55.5以降 〔3,600円〕																																																																																																																																																																																																																																										
S53.6以降 〔6,000円〕	S54.6以降 〔7,000円〕	S55.6以降 〔10,000円〕	S57.6以降 〔12,000円〕																																																																																																																																																																																																																																							
<p>・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p>																																																																																																																																																																																																																																										
0.3%																																																																																																																																																																																																																																										
○特別土地保有 税免除制度創設		○たばこ消費税 売渡本数の補正 (1.04)	○軽自動車税月 割課税制度の全 廃	○市街化区域農 地に対する課税 の適正化措置・ 特別土地保有 税・課税対象土 地・期間等の改 正	○共用土地に対して課する固定資産税等に 係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正（1.014）	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ																																																																																																																																																																																																																																				

6-3. 市税税率の経緯③

年度		60	61	62	63	平成元	2	3	4						
区分	均等割	市民税2,000円(県民税700円)													
	個人所得割	市民税			市民税		市民税		市民税						
		20万円以下	2.5%	950万円超	11%	60万円以下	3%	120万円以下	3%	160万円以下	3%				
		20万円超	3%	1,900万円超	12%	60万円超	5%	120万円超	8%	160万円超	8%				
45万円超	4%	2,900万円超	13%	130万円超	7%	500万円超	11%	550万円超	11%						
70万円超	5%	4,900万円超	14%	260万円超	8%	500万円超	11%	550万円超	11%						
95万円超	6%			460万円超	10%	500万円超	11%	550万円超	11%						
120万円超	7%	県民税		950万円超	11%	500万円以下	2%	550万円以下	2%						
220万円超	8%	150万円以下	2%	1,900万円超	12%	500万円超	4%	550万円超	4%						
370万円超	9%	150万円超	4%	県民税											
570万円超	10%			130万円以下	2%										
				130万円超	3%										
				260万円超	4%										
市民税	法人均等割	S59年度から同じ													
		法人税割													
	法人税割	S55年度から同じ													
固定資産税		S48年度から同じ													
		<table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>								土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円
土地	300,000円														
家屋	200,000円														
償却資産	1,500,000円														
軽自動車税		S59年度から同じ													
		原動機付自転車に新設 ミニカー 50cc以下 2,500円													
(市たばこ消費税) H.元.4.1から 市たばこ税		従価割 14.3%			従量割		従量税								
		従量割			千本につき350円		千本につき1,997円								
		千本につき640円					(旧3級品 千本につき948円)								
電気税		S59年度から同じ <H元.4.1 税目廃止>													
ガス税		S55年度から同じ <H元.4.1 税目廃止>													
木材取引税		S57年度から同じ <H元.4.1 税目廃止>													
特別土地保有税		S48年度から同じ				・S63.4.1からH2.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの…330㎡		・H6.3.31まで適用期限の延長							
都市計画税		S53年度から同じ													
沿革 (主なもの)		○個人市民税の均等割の税率引上げ ○軽自動車税ミニカーに係る税率の新設 ○市たばこ消費税の民営化に伴う整備 ○固定資産税・都市計画税の負担調整	○個人市民税の均等割及び所得割非課税基準額引上げ ○市たばこ消費税従量割税率の引上げ	○固定資産税等並びに市たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限の延長	○個人市民税の標準税率の改正、超短期譲渡所得の課税の特例の創設 ○固定資産税・都市計画税の負担調整区分の改正(宅地、農地、市街化農地等)	○個人市民税の標準税率の改正 ○たばこ消費税→市たばこ税 ○電気税、ガス税、木材取引税の廃止	○個人市民税における超短期譲渡所得の課税の特例の適用期限延長	○個人市民税の非課税限度額引上げ、所得割税率の改正 ○固定資産税・都市計画税・免税点の引上げ、負担調整区分の改正、長期営農継続農地に対する納税免除の廃止 ○特別土地保有税の特例課税の創設	○個人市民税の非課税限度額引上げ、みなし法人課税の廃止 ○固定資産税・都市計画税・市街化区域農地に係る仮算定規定の創設						

(注)固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

※たばこ消費税のS61.5.1~H元.3.31までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円が加算され640円となる。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																												
			市民税2,500円（県民税1,000円）																																		
		市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 11% 県民税 700万円以下 2% 700万円超 4%			市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 12% 県民税 700万円以下 2% 700万円超 3%																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> 注6.4.1以降終了する事業年度分から適用								資本金の金額	従業者数	税率	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円以下	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円以下	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税率																																			
1千万円以下	50人以下	50,000円																																			
	50人超	120,000円																																			
1千万円超	50人以下	130,000円																																			
	50人超	150,000円																																			
1億円以下	50人以下	160,000円																																			
	50人超	400,000円																																			
10億円以下	50人以下	410,000円																																			
	50人超	1,750,000円																																			
50億円以下	50人以下	410,000円																																			
	50人超	3,000,000円																																			
					従量税 千本につき2,434円 (旧3級品 千本につき1,155円)	従量税 千本につき2,668円 (旧3級品 千本につき1,266円) 平11.5.1改正																															
〇個人市民税の非課税限度額の引上げ 〇個人市民税の非課税限度額の引上げ、所得割の特別減税 〇個人市民税の所得割税率の適用区分改正、所得割の特別減税 〇個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割の特別減税 〇個人市民税及び市たばこ税について、県税から市税に税源移譲 〇個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額引上げ、所得割の特別減税、超短期譲渡所得の課税の特例廃止 〇特別土地保有税の特例課税廃止 〇個人市民税の最高税率の引下げ、所得割の非課税限度額の引上げ、所得割の定率による税額控除を創設 〇市たばこ税について、国税から市税・県税に税源移譲 〇個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引上げ 〇個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引上げ																																					

6-3. 市税税率の経緯④

区分		年度		15	16	17	18	19	20	
		15	16	17	18	19	20			
市 民 税	個 人	均等割	H8年度から同じ	市民税3,000円 (県民税1,000円)	均等割を課税される 夫と同一の生計を営 む妻について均等割 の非課税措置が廃止 H17年度については、 市民税1,500円(県民 税500円)	均等割を課税される夫と同 一の生計を営む妻について 均等割の非課税措置が廃止				
		所得割	H11年度から同じ				市民税 一律 6%	県民税 一律 4%		
	法 人	均等割	H6年度から同じ							
		法人税割	S55年度から同じ							
固定資産税			H3年度から同じ							
軽自動車税			S59年度から同じ							
市たばこ税			従量税 千本につき 2,977円 (旧3級品 千本につき 1,412円) H15.7.1改正			従量税 千本につき 3,298円 (旧3級品 千本につき1,564 円) H18.7.1改正				
特別土地保有税			新たな課税の停止							
都市計画税			S53年度から同じ							
沿 革 (主なもの)			○市たばこ税の引上げ ○特別土地保有税の停 止	○個人市民税の均等 割税率の引上げ、所 得割及び均等割の非 課税限度額の引下げ	○配偶者特別控除の 上乗せ部分の廃止	○市たばこ税の引上げ ○住民税所得割及び均等割 の非課税限度額の引下げ ○高齢者非課税措置の廃止 …経過措置 H18年度 1/3課税 ○定率減税の縮減	○税源移譲による住民税 率一律化 ○調整控除の創設 ○高齢者非課税措置の廃 止 …経過措置 H19年度 2/3課税 ○定率減税の廃止	○地震保険料控除 の創設 ○損害保険料控除 の廃止 ○高齢者非課税措 置の廃止 …経過措置終了		

21	22	23	24	25	26	27
					市民税3,500円 (県民税1,500円) ※R5年度までの特例	
					1,500万円超の給与収入額に 対して、245万円の給与所得 控除金額を適用	
					標準税率 9.7% H26.10.1以後に開始する 事業年度から適用	
	従量税 千本につき4,618円 (旧3級品 千本に つき2,190円) H22.10.1改正				従量税 千本につき5,262円 (旧3級品 千本に つき2,495円) H25.4.1改正	
○寄附金控除制度の拡充・変更 ○公的年金からの特別徴収制度が開始 ○市たばこ税の引上げ ○非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 ○東日本大震災関連 ・雑損控除額等の特例の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の創設 ・被災住宅用地の特例の創設 ○租税罰則の見直し ○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の創設 ・固定資産税(土地)の負担調整措置の見直し ○退職所得に係る個人市民税の見直し ○市民公益税制の見直し ○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に係る譲渡特例の見直し ・住宅借入金等特別控除制度の特例の延長 ○肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例の延長 ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期間延長 ○個人市民税における住宅ローン減税措置の適用対象期間及び対象年度の延長 ○個人市民税の寄附金控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)の創設 ○旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の税率の見直し(H28年から段階的に施行) ○市税の減免期限に係る申請期限の改正 ○高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税額の減額措置						

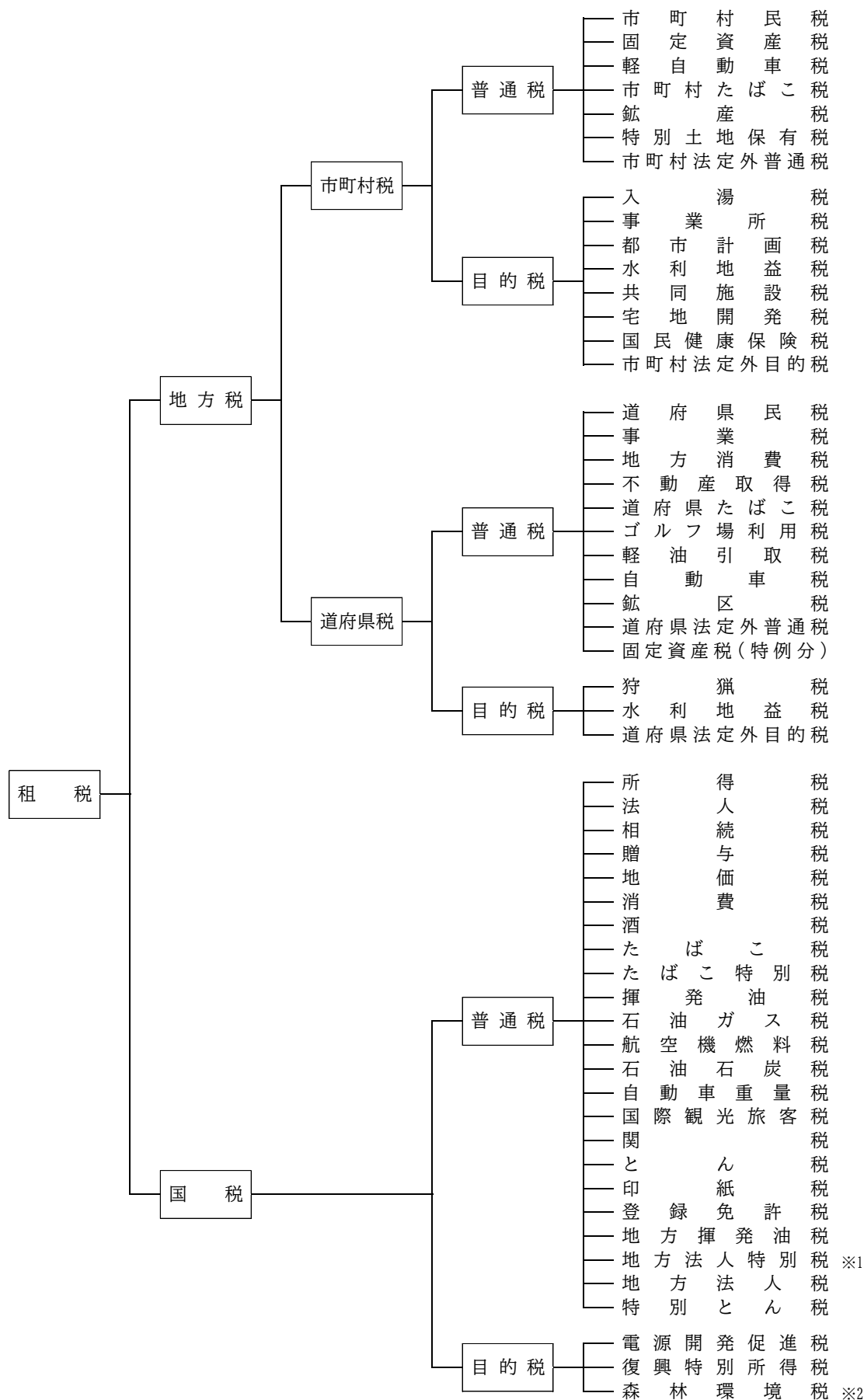
6-3. 市税税率の経緯⑤

年度		28	29	30	令和元	2
区分						
市 民 税	個 人	均等割	H26年度から同じ			
		所得割	H19年度から同じ	1,200万円超の給与収入額 に対して、230万円の給与所得 控除金額を適用	1,000万円超の給与収入額 に対して、220万円の給与所得 控除金額を適用	
	法 人	均等割	H6年度から同じ			
		法人税割	H26年度から同じ			標準税率 6.0% R元.10.1以後に開始する 事業年度から適用
固定資産税		H3年度から同じ				
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) < 4,600円> 四輪乗用営業用 6,900円 (5,500円) < 8,200円> 自家用 10,800円 (7,200円) < 12,900円> 貨物営業用 3,800円 (3,000円) < 4,500円> 自家用 5,000円 (4,000円) < 6,000円>	軽自動車税（環境性能割）の 創設により、従来の軽自動車 税は、軽自動車税（種別割） に名称変更（R元.10.1～）		
環境性能割					(R元.10.1～) 環境性能等 に応じ、非課税、1%、2% (R元.10.1～R2.9.30の間 に取得した自家用・乗用車 については非課税～1%)	(左の期間を半年間延長 ～R3.3.31)
市たばこ税		H25年度から同じ 旧3級品 千本につき2,925 円 H28.4.1改正	旧3級品 千本につき3,355 円 H29.4.1改正	千本につき5,692円 H30.10.1改正 旧3級品 千本につき4,000 円 H30.4.1改正	旧3級品 千本につき5,692 円 R元.10.1改正 (特例税率廃 止)	千本につき6,122円 R2.10.1改正
特別土地保有税		S48年度から同じ (H15～新規課税停止)				
鉱産税 (H29.4.1から)		税率100分の1				
都市計画税		S53年度から同じ				
入湯税 (H29.4.1から)		入湯客1人1日につき150円				
沿革 (主なもの)		○個人住民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ、軽課・重課税率の新設	○個人住民税における日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付の義務化	○たばこ税の見直し（税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し） ○軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し・延長 ○地方税反則調査手続の見直し	○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（納税義務者の合計所得金額に応じて控除額が連減する仕組みの導入等） ○ふるさと納税における指定制度の導入 ○軽自動車税環境性能割の創設	○固定資産税における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ○軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月から2回に分けて段階的に実施）

※軽自動車税の（ ）内は初度検査年月がH27年3月以前かつ初度検査年月から13年目までの車両、< >内は初度検査年月から14年目以降の車両

3	4	5
<p>850万円超の給与収入額に 対して、195万円の給与所得 控除金額を適用 給与所得、公的年金等控除 額が10万円引下げ 基礎控除額が10万円引上げ</p>		
<p>資本金等の額による超過 (不均一)課税 ・5億円以上 : 8.4% ・1億円超5億円未満: 7.2% ・1億円以下 : 6.0% R4.4.1以後に開始する事業 年度から適用</p>		
<p>グリーン化特例（軽課）の 見直し</p>	<p>グリーン化特例（軽課）の 見直し、延長</p>	
<p>環境性能割の税率区分の 見直し (左の期間を9か月延長 (~R3.12.31))</p>	<p>税率区分の見直し</p>	
<p>千本につき6,552円 R3.10.1改正</p>		
<p>○固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の 調整措置（令和3年度から令 和5年度までの現行の仕組み を継続） ・令和3年度に限り、負担調 整措置等により課税標準額 が増加する土地について前 年度の課税標準額に据え置 き ○共通納税システム 対象税目について、令和5年 度課税分より固定資産税、 都市計画税、自動車税種別 割及び軽自動車種別割を追 加</p>	<p>○固定資産税・都市計画税 ・土地に係る負担調整措置 について、令和4年度に限 り、商業地等の課税標準額 の上昇幅を評価額の2.5%と する措置 ○地方税務手続の電子化 ・共通納税システムによる 電子納付の対象を全税目に 拡大 ・eLTAXを通じた申告・申請 手続の対象を納税者等が行 う全ての手続に拡大</p>	<p>○地方税務手続の電子化 ・地方税の納付について、 「地方税統一QRコード」 を用いた仕組みの導入 ・令和5年度～：固定資産 税・都市計画税、軽自動車 税（種別割）、個人市県民 税（普通徴収）</p>

6-4. 租税体系



※1 地方人特別税（国税）は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。
 ※2 森林環境税（国税）は、令和6年度から課税されます。

令和5年度版
市 税 概 要

【発行】令和5年9月

【編集】佐倉市 財政部

市民税課 資産税課 債権管理課

285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL：043-484-1111（代表）

URL：<https://www.city.sakura.lg.jp>